

インド投資 ガイド



本ガイドは、当社が長年にわたリクライアントのインド戦略に対して提供してきた、数十年に及ぶ知見および実務経験に基づいて作成されています。当社は、会社設立支援、M&A、ジョイントベンチャー、保証業務、会計および財務管理、国際税務および国内税務、リスクアドバイザー、ならびにサイバーセキュリティを含む、エンドツーエンドのアドバイザーサービスを提供しています。

本ガイドは、当社クライアントおよび当社関係者向けに作成されています。
本書に記載されている情報は、2026年3月時点の内容に基づいています

免責事項

本書に記載された情報は、信頼できる情報源から入手したものであり、その正確性を確保するために万全を期しています。しかしながら、本書は法律、税務、会計、その他の専門的助言を提供することを目的としたものではありません。特定の事項について行動を起こす際には、事前に適切な専門家の助言を受けることを推奨いたします。

インド投資 ガイド



Ajay Sethi

アジェイ・セティ

マネージング・パートナー

Baker Tilly ASA India LLP

序文 (FOREWORD)

優れた「インドでビジネスを行うためのガイド」は、ビジネス環境、経済的機会、利用可能な進出形態、ならびに事業運営を規律する規制環境について、幅広い概観を提供すべきものです。しかし、多くのガイドは、一方的な解説に終始していたり企業経営者というよりは同業のコンサルタント向けに書かれているように見受けられます。

本ガイドはそれとは異なります。インド進出計画を具体的に動かし出すために必要な情報を、事実に基づき、適切な分量で提供しています。同時に、読みやすさと参照のしやすさにも配慮しています。ただし簡潔でありながらも、インド進出戦略や関連規制において重要となるすべての要素を網羅しています。インドでビジネスを行うことを検討されている方にとって、本ガイドが非常に有益な内容となることを確信しています。

また、本書には、日本、米国、英国、欧州、オーストラリアなどの外資系企業によるインド進出を、35年以上にわたって支援してきた当社の実務的な知見が反映されています。シンプルな会社設立から、パートナー選定、工場設立、さらにはインドにおける買収支援に至るまで、私たちは「成功に必要な要素」を熟知しています。

インド進出の基本的な枠組みが固まると、個別具体的な課題が自然と浮かび上がってきます。こうした課題は、それぞれの分野に精通した専門家によって解決される必要があります。本ガイドの執筆に携わった専門家たちは、皆様のインド進出を最適化し、将来的なリスクを最小限に抑えるために、万全のサポートを提供します。

皆様のインドビジネスの成功を心よりお祈りするとともに、その構想を実行へと移すお手伝いができることを、私たちは大変楽しみにしています。

CONTENTS

1

インドのビジネスチャンス

1.1	地理的概要.....	11
1.2	人口・社会動態.....	13
1.3	政治および規制環境.....	14
1.4	商習慣.....	14
1.5	インドの産業.....	15
1.6	インドと世界.....	17
1.7	インドの消費者.....	19

2

外国投資方針

2.1	投資規制.....	22
2.2	技術提携.....	22
2.3	知的財産権 ('IPR')	23
2.4	インセンティブ	24
2.4.1	SEZ政策.....	24
2.4.2	EOU、EHTP、STP および BTP	25
2.4.3	生産連動型優遇策	25
2.4.4	スタートアップ.....	27

3

適切な進出形態

3.1	完全子会社.....	32
3.2	ジョイントベンチャー (JV)	32
3.3	一時的な進出形態	34
3.3.1	駐在員事務所 (LO)	34
3.3.2	プロジェクトオフィス (PO)	35
3.3.3	支店 (BO)	36
3.4	その他.....	38
3.4.1	海外機関投資家 (FIIs)	38
3.4.2	オルタナティブ投資ファンド (AIF)	38
3.4.3	外国ポートフォリオ投資 (FPI)	39

4

税務

4.1	法人税務 (Corporate Taxation)	41
4.1.1	インドにおける税務登録	42
4.1.2	法人税の税制構造	42
4.1.3	特定の国内企業に対する優遇税制	42
4.1.4	最低代替税 (MAT: Minimum Alternate Tax)	43
4.1.5	特定分野／特定活動に対する税務上の優遇措置	43
4.1.6	プロジェクトオフィス／支店の税務構造	44
4.1.7	資金還流 (配当・送金)	44
4.1.8	租税条約に基づく優遇税率の適用	45
4.1.9	事業再編	46
4.1.10	移転価格税制	46
4.2	駐在員税務	48
4.2.1	税務上の居住ステータスの判定	48
4.2.2	インドにおける税務登録	48
4.2.3	課税所得および税率	49
4.2.4	タックス・イコライゼーションの影響	50
4.2.5	出向 (デピュテーション)	50
4.2.6	外国税額控除の適用	51
4.2.7	税金の支払い	51
4.2.8	期末報告 (確定申告等)	51
4.2.9	出国関連税務	52
4.3	従業員ストックオプション制度 (ESOP)	52
4.4	関税	53
4.5	物品・サービス税 (GST)	53
4.6	物品税	54
4.7	中央売上税 (CST)／付加価値税 (VAT)	57

5

規制環境

5.1	初期登録.....	59
5.1.1	事業体.....	60
5.1.2	取締役.....	61
5.1.3	工場設立.....	62
5.2	記録および報告.....	66
5.2.1	会計.....	66
5.2.2	監査.....	66
5.2.3	報告.....	67
5.3	会社法関連記録.....	68
5.4	その他.....	69
5.4.1	雇用法.....	69
5.4.2	競争法.....	76
5.4.3	1999年外国為替管理法 (FEMA)	76
5.4.4	2006年食品安全基準局法	77

6

事業の終了

6.1	任意清算.....	79
6.2	強制清算.....	80
6.3	駐在員事務所／支店／プロジェクトオフィスの閉鎖.....	80



インドのビジネスチャンス

インドのビジネスチャンスをどのように評価すべきでしょうか。一方には巨大な消費者基盤があり、他方には大きな所得格差が存在します。若く就業可能な労働力が豊富である一方、スキル開発という課題にも直面しています。「メイク・イン・インド」政策が推進される一方で、インフラは依然として先進国水準に到達していません。さらに、言語、宗教、カースト、食習慣、嗜好といった多様性も大きな特徴です。

本ガイドは、こうした多くの疑問すべてに答えるものではありませんが、インド進出戦略を立案する上で重要となる規制環境と、進出後に求められるコンプライアンスについて理解するための指針を提供します。インドの法制度は、英国法の影響を受けた多くの国々と大きく異なるものではないことにも気づかれるでしょう。

インド進出戦略は、過去の別の国での経験を単に踏襲するのではなく、個別に設計されるべきものです。その過程において、知識と経験を備えたコンサルタントが、インドビジネス成功への重要な支えとなるでしょう。

1.1 地理的概要

国土面積	約329万平方キロメートル
海岸線	7,516キロメートル
タイムゾーン	GMT+5時間30分(日本との時差: -3時間30分)
気候	インドには、西部の乾燥した砂漠気候、北部の高山ツンドラおよび氷河地帯、南西部および島嶼部に広がる熱帯雨林を伴う高温多湿な熱帯気候など、6つの主要な気候区分が存在します。季節は大きく、冬季(12月~2月)、夏季(3月~6月)、モンスーン期(6月~9月)、ポスト・モンスーン期(10月~11月)に区分されます。12月から1月にかけての平均気温は、北部および西部でおおむね10~15℃(50~59°F)、南部および東部では20~25℃(68~77°F)程度となります。一方、夏季(モンスーン前期)である3月から6月にかけては、平野部の大半において平均気温が32~40℃(90~104°F)に達します。
サマータイム	インドではサマータイムは採用されていません
海洋／水域	西側はアラビア海、南側はインド洋、東側はベンガル湾に面しています

Arabian Sea

Bay of Bengal

Indian Ocean



インドの州・連邦直轄領・空港・港湾



ベンガル湾

アラビア海

インド洋

凡例

-  国際空港
-  国内空港
-  インドの主要港湾
-  建設中の主要港湾
-  取扱主要港湾

Source: Ministry of External Affairs, Survey of India,
Indian Ports Association, Airports Authority of India

(本地図は縮尺通りではありません)

1.2 人口動態プロフィール



人口
14.6 億人
世界人口の
17.7%



農村／都市
63%
農村
37%
都市部



年齢中央値
28.8 歳



平均寿命
72.5 年



雇用
農業 46.1%
製造業 11.4%
サービス業 29.7%

宗教

国民は信教の自由を有しており、インドには主要な宗教がすべて存在しています。

ヒンドゥー教 [79.8%]
イスラム教 [14.23%]
キリスト教 [2.3%]
シク教 [1.72%]
仏教 [0.7%]
ジャイナ教 [0.4%]



識字率
80%



(男性 86%
女性 74%)

農村部の識字率は 77% で、都市部の 79% と比較して低い水準となっています。



言語

ヒンディー語と英語が広く使用されていますが、憲法では国内で使用される22言語が公認されています。さらに、数百に及ぶ地方言語や方言が存在します。

1.3 政治・規制環境

政治制度

インド憲法は、二院制議會を有する議院内閣制を採用しており、行政・立法・司法の三権が相互に独立して構成されています。

行政制度

行政制度は、毎年実施される公開試験によって選抜されるインド行政職 (Indian Administrative Service: IAS) と呼ばれる公務員組織によって実施・監督されています。IASの職員は、一般行政の運営、政策立案、ならびに国内外における紛争の管理に携わっています。

立法府と政党

インドは連邦制国家であり、各州には選挙によって選出された州政府が置かれています。インドには28の州と8つの連邦直轄領が存在します。

インド議會は同国の最高立法機関であり、大統領と二院、すなわちローク・サバー (下院／人民議會) およびラージャ・サバー (上院／州議會) によって構成されています。

大統領は、インド連邦の憲法上の国家元首であると同時に、インド軍の最高司令官および政府の長という地位にあります。しかしながら、実際に行政府を率いるのは首相であり、首相は行政権の最高責任者として、インド大統領の最上級顧問であるとともに、連邦閣僚評議會の議長を務めます。

首相は内閣の最上位の構成員であり、閣僚の任命および解任権限を有し、政府内の役職配分を決定します。また、内閣を主宰する議長として、政府運営全般を統括します。

司法制度－裁判所および裁判機関

インドの司法制度の頂点に位置するのが最高裁判所 (Supreme Court) です。現在、最高裁判所はインド最高裁長官 (Chief Justice of India: CJI) に加え、法律で定められた33名のその他の判事で構成されており、合計34名の判事が在籍しています。これらの判事は、インド大統領によって任命されます。

インド国内には現在25の高等裁判所 (High Courts) が設置されています。各高等裁判所は、それぞれの州または連邦直轄領における司法行政の頂点に位置し、最高裁判所の下位に位置づけられます。ただし、最高裁判所の行政上の直接的な管理下には置かれていません。

1.4 商習慣

英語は、法務およびビジネスの双方において、主要なコミュニケーション言語として広く使用されています。インドにおける伝統的な挨拶はナマステ (両手のひらを合わせ、指先を上に向ける) ですが、ビジネスシーンにおいては握手がより一般的な挨拶方法となっています。

インドの企業は、アジア諸国の多くと同様に、階層的な組織構造を有しているのが一般的です。会議の際には、まず最も地位の高い人物に挨拶を行い、その後、組織の序列に沿って挨拶を進めることが望ましいとされています。また、会議の冒頭から議題に入るのではなく、軽い世間話から始めることが一般的です。

インドのパートナーとの信頼関係を構築することは非常に重要ですが、それと同時に、明確なアジェンダを設定し、重要なビジネス上の論点を十分に協議することも不可欠です。具体的には、上級管理職の配置、知的財産権（IPR）の取り扱いおよび所有、流通戦略やマーケティング計画などが挙げられます。

1.5 インドの産業

インドの主要産業は、製薬、IT・サービス、自動車、エンジニアリング分野です。成長分野としては、コンピュータ・ハードウェアおよびソフトウェア、通信、建設、電力、航空宇宙分野などが挙げられます。

生産連動型優遇策（PLI）スキームは、指定された14分野において引き続き運用されていますが、多くの分野では当初の申請受付期間がすでに終了しており、現在は制度の実行段階およびインセンティブの支給に重点が移っています。新規の資金支援枠は限定的であるものの、電子機器、製薬、自動車部品、太陽光発電（PV）モジュールなどの重点分野では、進行中のプロジェクトが複数存在しており、政策上の重要性は引き続き維持されています。

インド政府の長期的な目標は製造業の成長促進にあります。これと並行して、製造業を支える強固なインフラ、物流、公共事業・ユーティリティ環境の整備が最重要課題とされています。近年、特に成長が著しい分野としては、先端エンジニアリング、製造業におけるデジタル・イノベーション、再生可能エネルギーなどが挙げられます。

産業活動の地域的分布

インドにおける産業活動は、伝統的に原材料へのアクセスや輸送インフラ、特に港湾設備への接近性に恵まれた地域を中心に展開してきました。その結果、繊維、エンジニアリング、化学といった伝統的産業は、西部のグジャラート州およびマハラシュトラ州、南部のタミル・ナドゥ州、ならびに鉱物資源や天然資源が豊富なビハール州やマディヤ・プラデシュ州の一部地域で発展してきました。

しかし近年では、製造業の活動は全国へと分散する傾向にあります。自動車、電子機器、ITといった新世代産業がインド全土で成長する中でも、特にベンガルール（カルナータカ州）、チェンナイ（タミル・ナドゥ州）、プネー（マハラシュトラ州）、グルガオン（ハリヤナ州）、ノイダ／ジェワール（ウッタル・プラデシュ州）、ハイデラバード（テランガナ州）周辺において顕著な産業集積が見られます。

インドの産業地図



*本地図は縮尺通りではありません

Source: Dedicated Freight Corridor Corporation of India Limited
 Department for Promotion of Industry and International Trade
 Inland Waterways Authority of India
 National High Speed Rail Corporation Limited

インドと世界

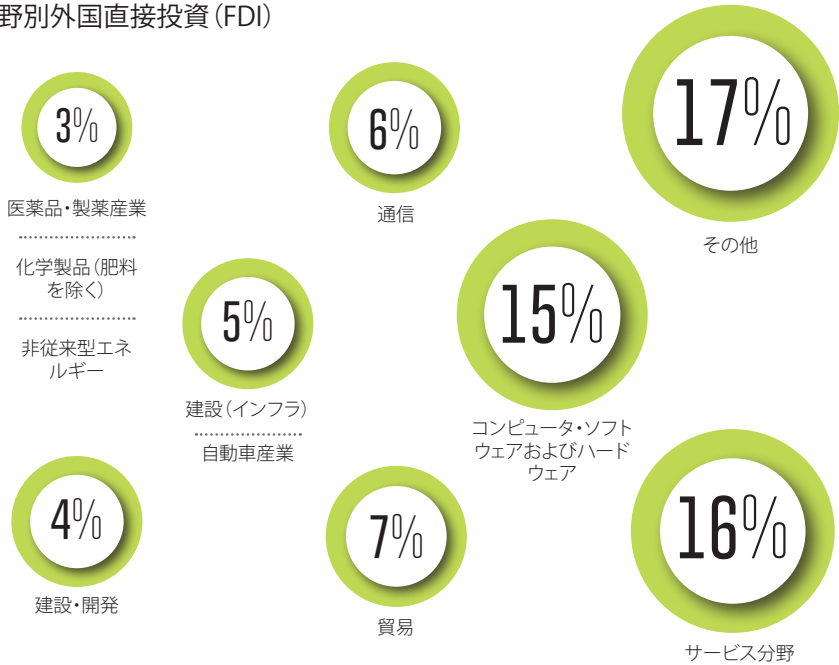
外国直接投資(FDI)の流入状況

(百万米ドル)

順位	国名	2023-24 (4月～翌年3月)	2024-25 (4月～翌年3月)	2025-26 (4月～9月)	累計投資額 (2000年1月～2025年9月)	総投資額に占める割合 (%)
1	シンガポール	11,568	16,310	14,902	186,826	24
2	モーリシャス	8,444	7,892	4,849	183,847	24
3	米国	3,922	5,900	8,341	77,413	10
4	オランダ	2,619	6,715	2,186	54,959	7
5	日本	3,102	1,807	2,329	45,692	6
6	イギリス	1,048	861	784	36,453	5
7	UAE	2,681	4,639	2,539	25,187	3
8	ケイマン諸島	363	422	1,907	17,469	2
9	キプロス	919	1,191	1,425	16,057	2
10	ドイツ	564	463	430	15,410	2
	合計	35,230	46,200	39,692	659,313	-

出典: Department for Promotion of Industry and Internal Trade, Government of India, Feb 2026

分野別外国直接投資 (FDI)



出典: Department for Promotion of Industry and Internal Trade of India (DPIIT)

主要貿易相手国 (過去3年間)

主要輸出先 (単位: 百万米ドル)					主要輸入元 (単位: 百万米ドル)				
国名	4月 ~3月 2023	4月 ~3月 2024	4月 ~3月 2025	割合 %	国名	4月 ~3月 2023	4月 ~3月 2024	4月 ~3月 2025	割合 %
米国	78,542	77,515	86,514	20	中国	98,505	101,735	113,447	16
UAE	31,608	35,625	36,638	8	ロシア	46,212	61,159	63,811	9
オランダ	21,618	22,366	22,763	5	UAE	53,231	48,025	63,403	9
英国	11,405	12,922	14,549	3	米国	50,863	42,195	45,625	6
中国	15,306	16,658	14,252	3	サウジアラビア	42,035	31,416	30,121	4
シンガポール	11,992	14,414	12,976	3	イラク	34,385	29,961	28,891	4
サウジアラビア	10,727	11,558	11,756	3	インドネシア	28,820	23,410	22,778	3
バングラデシュ	12,215	11,065	11,485	3	スイス	15,793	21,248	21,795	3
ドイツ	10,134	9,839	10,628	2	シンガポール	23,595	21,199	21,282	3
オーストラリア	6,951	7,940	8,581	2	韓国	21,227	21,135	21,064	3

出典: Ministry of Commerce Data, Government of India (Feb 2026)

1.7 インドの消費市場

中間所得層の拡大により、インドは2030年までに米国および中国に次ぐ、世界第3位の消費市場になると見込まれています。インドの消費支出は、2030年までに6兆米ドルに達し、消費がGDP全体の半分以上を占めると予測されています。注目すべき点として、インドにおける消費構造は、生活必需品中心の支出から裁量的支出へと移行しつつあります。民間消費の拡大に伴い、消費バスケットに占める裁量的支出の割合はさらに高まると考えられています。試算によれば、裁量的消費の総額は、2022年の6,570億米ドルから、2030年には最大で2兆米ドル規模にまで約3倍に拡大する可能性があります。すなわち、消費者一人当たりの支出余力（ウォレットサイズ）は急速に拡大していると言えます。

インドの消費者行動は、社会的および文化的規範から強い影響を受けており、同一の社会集団に属する人々の間には強固な結びつきが存在します。消費者層が非常に多様であるため、地域ごとに嗜好や習慣が異なる独立した市場として捉えることが望ましいと考えられます。

現代のインドの消費者はデジタルリテラシーが高く、購入前には製品の調査を行い、代替品の比較、レビューの確認、品質やアフターサービスの検証、価格に見合った価値の見極めを行う傾向があります。カスタマイズおよびローカライゼーションは極めて重要であり、インドの消費者はカスタマイズに対して追加料金を支払う意欲を持っています。また、インターネットへのアクセス拡大により、Eコマースおよびメディアサービスへの需要も急速に高まっています。

家族形態の核家族化が進む中で、住宅を購入するのではなく賃貸を選択する世帯が増加しており、消費者が収入の範囲内でより質の高い生活を送ることが可能となっています。これは、近年におけるシェアリングエコノミーの急速な成長にも表れています。さらに、農村部・都市部を問わず、家庭内における購買意思決定において女性の役割が拡大しています。この変化は、旅行、自動車、電子機器、FMCG（消費財）、教育といった幅広い分野における購買動向の変化をもたらしています。

インド市場で成功を収めている国際的な製品やブランドは、現地の嗜好、環境要因、価格帯などに合わせて一定のローカライズを行うことによって、市場浸透を果たしています。



外国投資方針

外国直接投資 (FDI) は、経済発展を支える非債務型の主要な資金調達源であり、1991年の経済自由化以降、一貫して増加してきました。政治体制のいかんを問わず、FDIの促進は、国内資本の補完、技術進歩および技能開発を後押しし、経済的便益の加速的な創出を実現するための重要政策として位置づけられています。

制限分野 (FDI不認可)

- 賭博事業
- チット・ファンド(互助的金融制度)
- ニディ会社(互助金融機関)
- 譲渡可能開発権(TDR)の取引
- 不動産業またはファームハウスの建設
- 葉巻、紙巻きたバコ等の製造
- 鉄道事業
- 原子力事業
- 民間投資の対象とならない事業や分野

特定産業における FDI上限(例示)

- 防衛機器産業(74%) ※74%超は政府承認が必要
- 航空業(100%) ※49%超は政府承認が必要
- 複数ブランド小売業(51%) ※政府承認が必要
- 印刷メディア(26%) ※政府承認が必要

2.1 投資規制

外国直接投資 (FDI) は、原子力、鉄道、宝くじ、たばこ、開発権の取引、および防衛分野を除く、ほぼすべての分野において自由に認められています。ただし、マルチブランド小売、印刷メディア、航空業界など、特定の分野については、分野別の投資上限 (セクターキャップ) が設けられています。

FDI方針に基づき、外国投資家は以下の形態で投資を行うことができます。

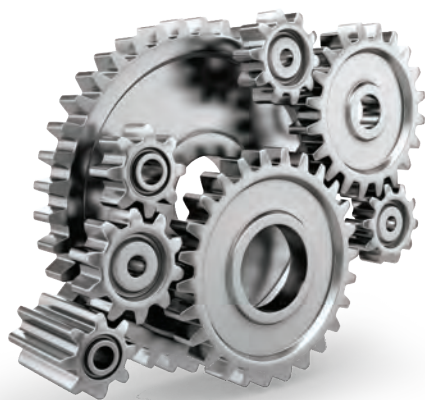
- (i) 上場・非上場の公開会社または非公開会社への株式投資
- (ii) 有限責任事業組合 (LLP) への投資
- (iii) オルタナティブ投資ファンド (AIF)、不動産投資信託 (REIT)、インフラ投資信託 (InvIT) への投資
- (iv) 不動産の取得および取引

FDI申請を許可する際、規制当局は、インドへの投資に係る最終受益者 (ベネフィシャル・オーナー) を重点的に確認します。投資の受益者が、インドと陸上国境を接する国に所在している、またはその国の国民である場合、当該FDIについては政府による事前の個別承認が必要となります。

2.2 技術提携

インド企業との技術提携 (テクニカル・コラボレーション) や技術タイアップは、インドで事業を行う際の一般的な手法です。これは、インド企業と外国企業との間で締結される技術援助契約により、製品の製造および最終製品の取引を目的として、インド側事業体に対する技術の移転またはライセンス使用を担保する仕組みです。

外国直接投資 (FDI) は、こうした海外技術提携契約によって補完されるケースが多く見られます。また、国境を越えた特定の技術提携においては、事業運営上の要請から、海外子会社またはクロスボーダー子会社の設立が必要となる場合もあります。



2.3 知的財産権 (IPR)

知的財産 (IP) とは、その成果物が商業的に利用される場合に、創作者または権利者が当該成果から生じる利益を享受できるようにする権利を指します。知的財産は、以下の7つのカテゴリーに分類されます。

- 特許
- 工業意匠
- 商標
- 著作権
- 地理的表示
- 集積回路の回路配置設計
- TRIPS協定に基づく未公開情報／営業秘密の保護

インドは世界貿易機関 (WTO) の加盟国であり、同機関の枠組みの下で一定の知的財産保護が確保されています。加えて、インドは複数の国際的な知的財産条約に署名しており、これらを通じてインド国内における知的財産権の保護が図られています。具体的には、ベルヌ条約、ブダペスト条約、マドリッド議定書、パリ条約、特許協力条約 (PCT) などが挙げられます。

また、これまでインドは意匠に関するハーグ協定の締約国ではありませんでしたが、2026年初頭までに正式な加盟手続きを開始しており、国際意匠登録を可能とするハーグ制度に整合した制度整備を進めています。

知的財産権 (IPR) の保護

インドは数多くの国際条約に加盟していますが、実務上は以下の対応を講じることが推奨されます。

- 著作権は、商工省産業国内取引促進局 (DPIIT) 管轄の著作権局 (Copyright Office) に登録する必要があります。
- 特許は、1970年特許法、2003年特許法、特許規則および2016年特許改正規則に基づき、商工省管轄の特許・意匠・商標総局 (Controller General of Patents, Designs and Trademarks) において登録されます。
- 意匠は、2000年意匠法および2001年意匠規則に基づき、登録を行う必要があります。
- 商標は、1999年商標法ならびに2002年および2017年商標規則に基づき、DPIIT傘下の特許・意匠・商標総局において登録する必要があります。

2.4 インセンティブ

インド政府は、高品質な製造業を促進するためのナレッジセンターおよび専用産業クラスターの創出に積極的に取り組んでいます。あわせて、分野別のインセンティブ制度を導入し、起業家や事業者がインドにおけるビジネス機会を積極的に検討・開拓できるよう後押ししています。

2.4.1 SEZ (経済特区) 政策

経済特区 (SEZ: Special Economic Zones) は、インド国内における製造業の振興、輸出の拡大、そして雇用創出を促進する制度です。SEZの開発事業者およびSEZ内に設立された事業者は、優れたインフラおよび各種サポートサービスに裏打ちされた、手続きが簡素で円滑な事業運営環境の恩恵を受けることができます。

SEZならびにSEZ内の事業者には、所得税法および関税法に基づく財政上の優遇措置が認められており、輸出志向型産業にとって特に適した制度となっています。SEZに立地する製造業者は、整備されたインフラ、港湾および空港への容易なアクセス、輸送利便性、免税での輸出入、さらに比較的低コストながら優秀な人材を活用し、インドにおける製品製造を行うことが可能です。

2.4.2 EOU、EHTP、 STP および BTP

(国内市場で認められている一定の販売を除き)生産する財およびサービスの全量を輸出することを計画している事業者は、輸出志向事業者 (EOU) スキーム、電子ハードウェア・テクノロジーパーク (EHTP) スキーム、ソフトウェア・テクノロジーパーク (STP) スキーム、またはバイオ・テクノロジーパーク (BTP) スキームのいずれかの下で事業体を設立することができます。

これらのスキームの下では、製品の製造に加え、修理、再製造、再調整、再設計 (リ・エンジニアリング)、ならびにサービスの提供を行うことが可能です。

2.4.3 生産連動型優遇策 (PLI)

インド政府は、生産連動型優遇策 (PLI) の下で、包括的な財政インセンティブ制度を導入しています。本制度は、指定された14の分野において継続的に運用されています。多くの分野では申請受付期間が終了しているものの、電子機器、製薬、自動車、太陽光発電 (ソーラーモジュール)、高級鋼材をはじめとする重点分野においては、制度の実施およびインセンティブの支給が引き続き行われています。

PLIスキームは、売上高の増加分 (インクリメンタル・セールス) に基づき、透明性が高く、かつ直接的なインセンティブを提供することの特徴としています。これらのインセンティブは、国内製造業の強化および対象分野への大規模投資の誘致を目的として設計されています。本制度は、インド国内外からの投資を促進するものです。

PLIスキームの大きな特徴は、自己証明 (セルフ・サーティフィケーション) 方式と、簡潔な計算式および明確に定義された条件に基づくインセンティブ算定にあります。インセンティブの水準は、設定された基準年に対する売上増加分の4〜15%とされています。



PLI制度の対象分野



先進化学セル(ACC)バッテリー



自動車／
自動車部品



重要中間原料／
医薬中間体および有効成分(API)



ドローンおよびドローン部品



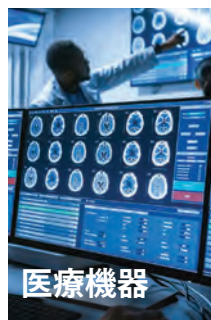
電子・技術製品



食品



高効率太陽光発電(PV)モジュール



医療機器



携帯電話製造および特定電子部品



医薬品



特殊鋼



通信・ネットワーク製品



繊維製品:MMF分野／
テクニカルテキスタイル



白物家電
(エアコン／LED)

2.4.4 スタートアップ



スタートアップ企業向けの優遇措置

- 各種法令に関するコンプライアンスについて、自己認証が認められる。
指定された労働法および環境関連法について、リスクベースの監査制度を前提とした自己認証によるコンプライアンス制度が適用
- 連続する3年間の法人所得税免除、キャピタルゲイン税の免除、および繰越欠損金の引継ぎに関する規定の緩和
- 特許出願の迅速審査が利用可能(出願手数料が最大80%減額)
- スタートアップが受け取る株式について、累計2億5,000万INRまで非課税
- 政府入札において、入札保証金 (Earnest Money Deposit) の免除、および過去の売上高要件や業務実績要件の免除
- 所定の基準を満たし、国家会社法審判所 (NCLT) の承認を得ることを条件に2016年倒産・破産法 (Insolvency & Bankruptcy Code, 2016) に基づく迅速な企業倒産処理手続きを申請することが可能

これらの優遇措置を利用するためには、事業体がインド商工省産業・国内貿易振興局 (DPIIT: Department for Promotion of Industry and Internal Trade)

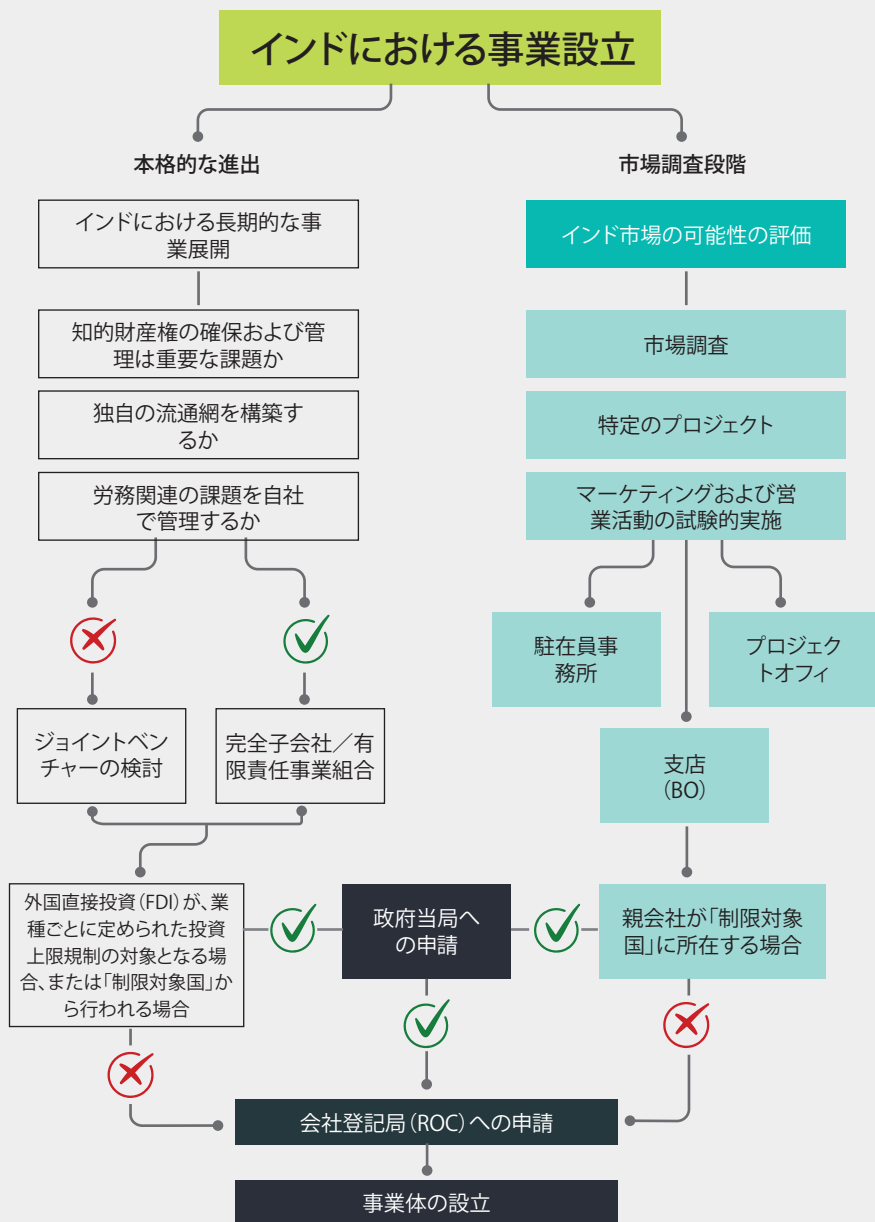
からスタートアップとして認定を受ける必要があります。



進出形態

インド市場において事業を行うための最適な進出形態は、短期および長期の事業計画、事業活動の内容、投資規模、ならびに税務および法的責任を総合的に勘案することで評価することができます。





外国企業がインドで事業を行う際に検討可能な主な形態は次の通りです

法人形態
合併会社 (JV)
完全子会社 (WOS)
有限責任事業組合 (LLP)

法人格を持たない進出形態
プロジェクトオフィス (PO)
駐在員事務所 (LO)
支店 (BO)

法人形態による進出は、コンプライアンス管理の確実性を高めるとともに、本社に対するリスクや責任の波及を適切にコントロールできるという利点があります。一方、外国企業がまだ現地法人の設立を決定していない場合には、駐在員事務所 (Liaison Office)、支店 (Branch Office)、プロジェクトオフィス (Project Office) といった形で、本社の延長として現地拠点を設けることが可能です。また、代理店や卸売業者など、取引ベースの取り決めを通じてインド市場に参入することも考えられます。

インドにおける会社形態は、公開会社 (Public Company) または非公開会社 (Private Company) に分類されます。非公開会社は、株式有限責任会社または保証有限責任会社として設立することができます。

前者の場合、構成員 (株主) の個人的な責任は、株式引受額のうち未払部分に限定されます。一方、後者では、あらかじめ定められた保証額を上限として責任が限定されます。

また、無限責任会社を設立することも法的には可能ですが、これは実務上はほとんど採用されていません。一般的には、株式有限責任会社がインドにおいて最も広く利用されている会社形態です。

非公開株式会社と公開株式会社の比較

詳細	非公開会社	公開会社
構成員数	最低2名、最大200名	最低7名 (上限なし)
取締役数	最低2名、最大15名	最低3名、上限なし
授權資本I	最低基準なし	最低基準なし
株式の引受 (サブスクリプション)	一般公衆に対して株式の引受を募集することはできない	一般公衆に対して株式の引受を募集することができる
株式の譲渡可能性	株式の譲渡権は、定款 (付属定款) により制限される	自由に譲渡可能である
定足数	最低2名の株主が本人として出席する必要がある。法人株主の場合は、指名された代表者が出席することができる。	定足数 (本人出席要件) - 株主数が1,000名未満の場合: 5名 - 株主数が5,000名未満の場合: 15名 - 株主数が5,000名以上の場合: 30名 法人株主の場合は、指名された代表者が出席することができる

有限責任事業組合 (LLP)

LLPは、パートナー間で構成される有限責任の法人事業体であり、法人とパートナーシップの特性を併せ持つハイブリッド型の投資・事業形態です。LLPでは、構成員（パートナー）が相互に合意した条件に基づき、パートナーシップとして内部組織を柔軟に設計することが可能です。

私会社 (Private Limited Company) と同様に、LLPは独立した法人格を有する事業体であり、インドにおいては2008年有限責任事業組合法 (Limited Liability Partnership Act, 2008) に基づいて管理・運営されています。

なお、LLPへの外国直接投資 (FDI) は、100%FDIが認められている分野に限って許可されています。

3.1 完全子会社 (WOS)

完全子会社 (WOS) とは、発行済株式資本の全額を親会社が保有する形態を指します。ただし、法的手続上、WOSの設立には最低2名の株主が必要とされており、たとえ2人目の株主が極めて少額の持分しか保有しない場合であっても、この要件を満たす必要があります。

非公開会社 (Private Limited Company: Pvt Ltd) は、公開会社 (Public Limited Company) と比べてコンプライアンス要件が少ないという利点があります。同時に、この進出形態は、外国投資家に対してインド事業に対する最も高いレベルの管理・監督権限を提供します。外国企業が Pvt Ltd として設立する完全子会社 (WOS) は、インドの国内企業または有限責任事業組合 (LLP) と同様に取扱いられ、インド法人に適用されるすべての規制および優遇措置が同等に適用されます。

当該設立は、分野別の投資上限 (セクターキャップ) や特定の制限により事前の政府承認が必要とされる場合を除き、原則として自動承認ルート (Automatic Route) により行うことが可能です。

3.2 ジョイントベン チャー (JV)

ジョイントベンチャー (JV) は、インド側パートナーが有するノウハウや販売チャネル、資金力、ビジネスネットワークへのアクセスを重視する外国投資家にとって、有効かつ選好される進出形態です。JVの検討にあたっては、以下の重要な論点を慎重に評価する必要があります。

- ・ 提携条件
- ・ 経営陣および取締役会の構成
- ・ 解消条件
- ・ 知的財産 (IP) の創出および所有権
- ・ 出資比率・株主構成
- ・ 持分の譲渡および支配権の変更
- ・ 技術的ノウハウ

インドでは、JVに関する個別の法律は制定されておらず、国内企業やLLPに適用される法律がJVにも同様に適用されます。一般的には、他国と同様、JVは2名の当事者（個人または会社）がインドで会社を設立するために参加します。JVの経営と運営は、株主間契約で決められた条件に影響されます。

インド側パートナー候補に対する理解

インドのパートナーは、日本企業が一般的に想定する10～20年といった長期的な事業評価期間とは異なり、3～5年程度の事業期間を想定して投資リターンを評価する傾向がある点に留意する必要があります。

また、利益を継続的に再投資するよりも、早期の投資回収を重視する姿勢を示す場合も少なくありません。

交渉においては、迅速な意思決定と短期間での合意形成を志向する傾向があります。インドでは、トップダウン型のマネジメントスタイルが一般的であるため、インド側パートナーは即時に意思決定を行う準備が整っている一方で、一部の国に見られるボトムアップ型（下から上への）意思決定プロセスを理解しにくいことがあります。



既存のインド企業が有する市場シェア、評判、サプライチェーンの活用や、工場移転を検討する投資家は、新規資本の発行による出資、または既存株主からの株式譲渡を通じた企業買収（ブラウンフィールド投資）を選択することができます。

インド準備銀行(RBI)は、既存株主から外国企業への株式譲渡について一定の自由を認めていますが、多くの国と同様、所定の条件を遵守する必要があります。

加えて、特定分野においては、公開会社(Public Limited Company)の株式取得に際して、規制当局による事前承認が必要となる場合もあります。

近年、国内企業の事業拡大、合併、統合、買収(M&A)や企業買収を規制していた制限的な規定は、大幅に緩和または撤廃されてきています。

3.3 一時的な進出 形態

インド市場の試験的な進出を検討している場合や、単発のプロジェクトを実施することを目的とする場合には、駐在員事務所、プロジェクトオフィス、または支店を設立するという、一時的かつ柔軟な進出形態を選択することが可能です。

これらはいずれも、インドにおける外国企業の延長（本社機能の拡張）として位置づけられる形態です。

3.3.1 駐在員事務所 (LO)



うための事業拠点として機能します。なお、駐在員事務所は直接的または間接的を問わず、いかなる商業活動、取引活動、または工業的活動を行うことは厳格に禁止されており、本社から受け取る海外送金（インワード・レミッタンス）のみによって運営されなければならない点に留意が必要です。

駐在員事務所の設立にあたっては、一般的に、直近3会計年度において本国における黒字実績（利益実績）があること、および純資産が5万米ドル（USD 50,000）以上であることが求められます。

活動範囲

- ・ 駐在員事務所に認められる主な活動内容は、以下のとおりです。
- ・ 親会社またはグループ会社のインドにおける代表機能
- ・ インドとの輸出入の促進
- ・ 親会社／グループ会社とインド企業との間の技術的または財務的

提携の促進

- ・ 親会社とインド企業との間のコミュニケーション・チャンネルとしての役割設立プロセス

駐在員事務所は、通常、自動承認ルートの下で設立が認められますが、特定のケースではインド準備銀行（RBI）による事前承認が必要となる場合があります。承認取得後は、会社登記局からインドにおける事業拠点設立証明書を取得する必要があり、併せて登記先州の警察本部長への届出が求められます。設立に要する期間は、案件の内容にもよりますが、申請日から通常4～6週間程度です。

駐在員事務所は、認可された活動範囲を逸脱しない限り、インドにおいて非課税とされます。駐在員事務所の認可期間は通常3年間であり、最長でさらに3年間の延長が可能です。毎年、RBIおよびROCに対して年次報告を行う必要があり、当局は、認可された活動内容を逸脱していないかどうかを厳格に審査します

3.3.2 プロジェクトオフィ ス (PO)



プロジェクトオフィス (PO) とは、インドにおいてプロジェクトを実施する外国企業の利益を代表するための事業拠点であり、駐在員事務所はこれに含まれません。

外国企業は、インド国内の企業との間で、インドにおけるプロジェクト実行に関する契約を締結している場合、以下のいずれかの条件を満たすことを前提として、インドにプロジェクトオフィスを開設することができます。

- 当該プロジェクトが、海外からの送金により直接資金調達されている場合
- 当該プロジェクトが、二国間または多国間の国際金融機関による資金提供を受けている場合
- 当該プロジェクトが、所轄当局による正式な承認を受けている場合
- 契約を発注するインドの企業または団体が、当該プロジェクトのために、インド国内の公的金融機関または銀行からタームローンの供与を受けている場合

活動範囲

プロジェクトオフィス (PO) は、当該プロジェクトとして特定された業務に関してのみ活動が認められています。

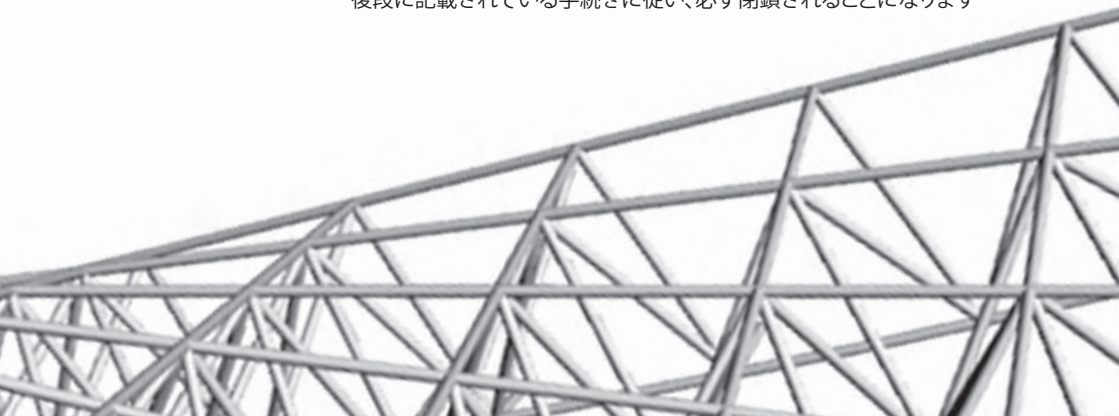
すなわち、承認されたプロジェクトの範囲を超えるいかなる事業活動も行うことはできません。

設立プロセス

プロジェクトオフィスは、通常、自動承認ルート (Automatic Route) の下で設立が認められますが、特定のケースにおいてはインド準備銀行 (RBI) による事前承認が必要となる場合があります。

その後、会社登記局 (Registrar of Companies: ROC) からインドにおける事業拠点設立証明書を取得し、併せて登記先州の警察本部長 (Director General of Police) への届出を行う必要があります。設立に要する期間は、案件の内容にもよりますが、申請日から通常4～6週間程度です。

プロジェクトオフィスは、インドにおける外国企業の延長として扱われ、インドの国内法人に適用される税率よりも高い税率で課税されます。該当プロジェクトの期間に限定して存続し、プロジェクト完了後は、本書後段に記載されている手続きに従い、必ず閉鎖されることになります



3.3.3 支店 (BO)



外国企業は、本国において直近5会計年度にわたる黒字実績（利益実績）を有し、かつ純資産が10万米ドル（USD 100,000）以上である場合、インドに支店（BO）を設立することが可能です。

外国企業は、本社を代表して取引や事業活動等を行う目的で、支店の設立を検討することができます

活動範囲

- 財・製品の輸出入
- 専門サービスまたはコンサルティングサービスの提供
- 親会社の事業活動に関連する調査・研究業務
- インド企業と親会社またはグループ会社との間における、技術的または財務的提携の促進
- インドにおいて親会社を代表し、購買代理人または販売代理人としての業務を行うこと
- 情報技術（IT）関連サービスの提供（親会社またはグループ会社が供給する製品に関するソフトウェア開発や技術サポートを含む）
- 外国の航空会社または海運会社による業務

設立プロセス

支店の設立には、インド準備銀行（RBI）による事前許可が必要であり、承認取得後は、会社登記局（Registrar of Companies：ROC）からインドにおける事業拠点設立証明書を取得する必要があり、併せて登記先州の警察本部長（Director General of Police）への届出が求められます。設立に要する期間は、案件の具体的内容によって異なりますが、申請日から通常4～6週間程度です。

支店は、インドにおける外国企業の延長として扱われ、インドの国内法人に適用される税率よりも高い税率で課税されます。



事業体形態の比較

	完全子会社	合併会社	駐在員事務所	プロジェクトオフィス	支店	有限責任事業組合(LLP)
特徴	外国投資家が資本金の全額を保有する会社	複数(2社以上)の当事者が出資する会社	商業活動を行う権利を有しない代表事務所	特定のプロジェクトのために設置される一時的な事務所	本社に代わって商業活動を行うことが可能	有限責任およびパートナーシップ形態の柔軟性を有する
所有形態	外国企業が直接、または持株会社構造を通じて保有する	他のパートナーとの共同出資	海外親会社の延長としての位置付け			パートナーと共同で
管理・統制	取締役会	株主間契約の内容に基づき決定される	海外親会社と共同で			パートナーと共同で
法人責任	親会社は通常、責任を負わない。責任は子会社への出資範囲に限定される。	出資持分の範囲に限定される	親会社が全責任を負う			各パートナーの責任は、合意された出資額の範囲に限定される
利益課税	15/25% ++	15/25% ++	非課税	35% ++	35% ++	30% ++
設立における主な要件	事前承認／自動承認ルート	事前承認／自動承認ルート	RBIまたはAD銀行による事前承認	自動承認ルート、またはRBI／AD銀行による事前承認	RBI／AD銀行による事前承認	承認/自動承認ルート
	インドオフィスの所在					
	取締役の選任 (うち1名はインド居住者とする)	代表者を特定する	インド居住者			2名を指名 (そのうち1名はインド居住者とする)
設立期間	4 - 6 週間					3 - 4 週間

RBI – AD銀行
2024年7月の連邦予算案において35%が提案された

3.4
その他

3.4.1
海外機関投資家
(FII)

海外機関投資家 (FII) とは、インドの金融市場に投資を行う外国企業を指す一般的な用語です。FIIsには、年金基金、投資信託、インベストメント・トラスト、資産運用会社、および裁量型または非裁量型のポートフォリオ・マネジメントサービスを提供する受任者（パワー・オブ・アトニー保有者）などが含まれます。

FIIsは、インドの証券取引所に上場している、または上場予定の企業の株式およびその他の金融商品を含む、一次市場および二次市場で取引されるすべての証券に投資することができます。

インドにおいて市場に参加するためには、すべてのFIIsは証券取引委員会 (SEBI) への登録が必須となります。SEBIは、FIIの登録を付与するにあたり、当該FIIの実績、専門的能力、財務的健全性、運用経験等を考慮します。SEBIへの登録を申請するFIIは、本国における証券委員会または株式市場の規制機関からの登録または認可を保有している必要があります。

SEBIによる登録およびインド準備銀行 (RBI) による一般認可は、5年間有効であり、その後、さらに5年ごとに更新が可能です。

3.4.2
オルタナティ
ブ投資ファンド
(AIF)

オルタナティブ投資ファンド (AIF) は、株式や債券といった一般的・従来型の投資商品とは異なる投資形態です。AIFは、高度な投資知識および経験を有する民間投資家から資金を集める、私募型の投資ビークルとして位置づけられています。

インドにおけるAIFは、会社、有限責任事業組合 (LLP)、法人格を有する団体、または信託として設立することが可能です。インド証券取引委員会 (SEBI) は、オルタナティブ投資ファンドを3つの大きなカテゴリーに分類しています。

カテゴリー I	カテゴリー II	カテゴリー III
ベンチャーキャピタル・ファンド	プライベート・エクイティファンド	ヘッジファンド
エンジェルファンド	不動産ファンド	上場企業への私募投資 (PIPE) ファンド
中小企業 (SME) ファンド	不良債権 (ディストレスト資産)	投資ファンド
ソーシャル・ベンチャ	ファンドデット (債券・大口融資)	ファンド
インフラ・ファンド	ファンド・オブ・ファンズ (他のファ ンドに投資するファンド)	



3.4.3 外国ポートフォリオ投資 (FPI)

外国ポートフォリオ投資 (FPI) とは、投資家が自国以外の国において資産や有価証券を保有する形態の投資を指します。これには、株式、債券、上場投資信託 (ETF)、投資信託などが含まれます。FPIは、投資家が外国経済に参加する手段の一つです。インドにおいては、外国ポートフォリオ投資はインド証券取引委員会 (SEBI) によって規制されています。

原則として上場有価証券のみが投資対象として認められています。ただし、インフラ債券については非上場債券への投資も認められています。



エクイティ、投資信託



債券 (国債、社債)



オルタナティブ投資ファンド



エクイティ (株式)、通貨、金利デリバティブ (金融派生商品)

投資上限

- 単一の外国ポートフォリオ投資家 (FPI) または FPI グループによる、1 社当たりの株式投資比率は、当該会社の発行済株式資本の 10% 未満とされます。
- すべての FPI を合算した持分比率は、1 社当たり 24% を超えてはなりません。
- 国債：発行残高の 6%
- 社債：発行残高の 15%
- デリバティブ取引については、別途ポジション制限が設けられています。



稅務



4.1 法人税務

現行のインド所得税制度においては、納税者の居住区分（レジデンシャル・ステータス）に基づいて課税が行われます。

居住者（Resident）については全世界所得が課税対象となる一方、非居住者（Non-Resident）については、インドに関連する、またはインドを源泉とする所得に限り課税されます。

現在、インドの課税年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までです。

この期間において所得が発生した年度は「前年度（Previous Year）」と呼ばれ、その翌年度、すなわち当該所得を申告・審査する年度は「課税年度（Assessment Year）」と呼ばれます。

4.1.1
インドにおける
税務登録

インドで事業を行う会社は、税務登録として「PAN (Permanent Account Number: 永続的口座番号)」を取得する必要があります。PAN は、高額取引のすべてにおいて記載が義務付けられているため、事業活動を行う上で不可欠な番号です。

また、PANを取得することにより、インド国内の顧客と取引を行う居住者および非居住者の双方において、より高い源泉徴収税率の適用を回避することが可能となります。

PANに加えて、事業内容によっては、特定の支払に係る源泉徴収税 (TDS) 義務を履行するために、「TAN (Tax Deduction Account Number)」の取得が必要となる場合があります。

4.1.2
法人税構造

法人所得に適用される現行税率

(税率 %)

所得	2024/25年度の年間売上が40億ルピーを超えない場合		その他の国内企業向け		外国企業向け	
	基本税率	実効税率**	基本税率	実効税率**	基本税率	実効税率**
1,000万ルピー未満の場合	25	26	30	31.20	35	36.40
1,000万ルピー超、1億ルピー未満の場合	25	27.82	30	33.38	35	37.13
1億ルピー超の場合	25	29.12	30	30	34.94	38.22

サーチャージ (付加税) は、課税所得総額が1,000万ルピーを超える場合にのみ課されます。製造業に従事する国内企業のうち、2019年10月1日以降に設立され、一定の条件を満たした上で2024年3月31日までに製造または生産を開始し、法人税率15%の軽減税率をすでに選択している企業については、引き続き15%の軽減税率を適用することができます。

4.1.3
特定の国内企業
に対する優遇税
制

同様に、製造業以外の国内企業については、22%の優遇税率を選択することが可能です。

これらの優遇税制の適用を受けるためには、当該企業が他の税制上のインセンティブや類似の優遇措置を一切享受していないことが要件となります。

また、上記の法人税率に加えて、所得金額の多寡にかかわらず、一律11%のサーチャージ (付加税) が課されます。さらに、保健・教育目的の付加価値税については、引き続き課税されます。

4.1.4
最低代替税
(MAT)

最低代替税 (MAT) 制度は、利益を計上している企業が、一定水準の法人税を最低限政府に納付することを確保することを目的としています。このため、MATは概念上、通常の法人税計算に基づく税額が、帳簿上の調整後利益の14%を下回る場合にのみ適用されます。



居住者・非居住者を問わず、すべての納税者区分がMAT制度の対象となります。これには、インドに恒久的施設 (PE) を有する非居住者企業も含まれます。

基礎法人税率として15%または22%の優遇税率を選択している企業については、最低代替税 (MAT) の規定は適用されません。

国際金融サービスセンター (IFSC) に所在し、かつ収入のすべてを外貨建て (兌換通貨) で得ている事業体については、9%の軽減されたMAT税率が適用されます。

4.1.5
特定分野／特定活動に対する税務上の優遇措置

インドでは、既存事業体および新規設立事業体の双方を対象として、各種の税制上のインセンティブが用意されています。これらのインセンティブは、以下の大枠の区分に基づき、全額または一部の税務免除 (タックス・ホリデー) を提供するものです。

立地別事業体	特定活動別の税制優遇措置	以下のような産業の振興
- 経済特区 (SEZ) - 特定地域 (例: インド北東部地域)	- 適格な研究開発 (R&D) 支出に対する税制上の優遇措置 - 新規労働者の雇用に対する優遇措置 - 生分解性廃棄物の収集および処理事業 - インド国内のデータセンターを利用したクラウドサービス提供事業	- インフラ・電力設備 - 石油・ガス産業 - コールドチェーンおよび倉庫業 - 病院・医療施設 - 肥料製造事業 - 低所得者向け住宅プロジェクト (アフォードブル・ハウジング) - ホスピタリティおよび観光産業 等

各制度の適用要件 (適格基準) はケースごとに個別に定められており、多くの場合、内部監査や外部機関による認証を含む各種コンプライアンス要件を満たすことが求められます。

4.1.6 プロジェクトオフィスを／支店の 税務構造

プロジェクトオフィス(PO)および支店(BO)は、海外事業体がインドに進出する際の延長拠点として位置づけられます。そのため、税務上は、POおよびBOはいずれも、当該海外事業体の恒久的施設(Permanent Establishment: PE)とみなされ、外国法人に適用される税率に基づいて課税されます。

4.1.7 資金還流(レパト リエーション)

配当は、原則として事業における余剰資金を株主へ分配するための手段ですが、ロイヤリティ、技術サービス料、利息といったその他の支払方法は、インド法人にとって費用項目として扱われます。そのため、これらの支払については、実質的な商業的合理性が厳格に検証されるとともに、十分かつ堅牢な裏付け資料(契約書、算定根拠等)を備えていることが求められます。

税務上の取扱いとしては、非居住者株主が受け取る配当には、原則として20%の基礎税率で課税されます。ただし、配当については、該当する租税条約に基づく軽減税率の適用が可能な場合があるため、資金還流手段として選好されるケースもあります。

利息支払については、税務上損金算入が可能であり、原則として20%の基礎税率、または該当する租税条約に基づく税率のいずれか低い方が適用されます。また、一定の条件を満たす外貨建借入金に係る利息については、5%の軽減税率が適用されます。

ロイヤリティおよび技術サービス料(FTS)は、いずれも支払法人(インド側事業体)において税務上損金算入が可能な費用項目です。

ロイヤリティは、特許、著作権対象物、天然資源、フランチャイズ等の無形資産の使用に対して、権利者に支払われる対価を指します。一方、FTSは、コンサルティング、マネジメント、IT、研修など、これらに類する役務提供に対する対価を指します。



インドで利用されるロイヤルティ／FTSについては、原則として20%の基礎税率で課税されます。ただし、ロイヤルティおよびFTSの課税対象範囲、適用要件、税率については、該当する租税条約によって制限または軽減される場合があります。特に、最恵国待遇(MFN)条項が適用されるケースでは、より有利な税率が適用される可能性があります。

参考として、インドは90か国以上と租税条約を締結しています。

主要な租税条約に基づく参考税率(

(率 %)

国名	配当	利息	ロイヤルティ(ライセンス料) および技術役務提供料
中国	10	10	10
フランス	10	10	10
ドイツ	10	10	10
日本	10	10	10
韓国	15	10	10
オランダ	10	10	10
シンガポール	10/15	10/15	10
UAE	10	5/12.5	10
英国	15/10	10/15	10/15
米国	15/25	10/15	15/20

4.1.8
租税条約に基
づく優遇税率
の適用

非居住者の受取人は、課税対象となる範囲および税率の軽減の双方において、租税条約に基づく優遇措置を享受することが可能です。前述のとおり、これらの優遇措置は、主として非居住者がインドにおいて得るロイヤルティ、利息、技術サービス料(FTS)といった所得に関して適用が検討されます。

このような場合、非居住者は、居住国の税務当局が発行する「居住者証明書(TRC)」を提出することにより、自国における税務上の居住者であることを証明する必要があります。あわせて、インド固有の要件である「Form 10F」を提出することが求められます。Form 10Fは、非居住者が居住国において有する税務登録の詳細等を開示するための書式です。

なお、インド法令上、明示的に義務付けられているものではありませんが、支払法人(インド側事業体)は通常、当該非居住者がインドに恒久的施設(PE)を設置していない旨の宣誓書(Declaration)の提出を求めるのが実務上の一般的な取扱いとなっています

4.1.9 事業再編

企業グループ内の事業再編は、類似事業の統合、非中核資産・事業の切り離し、プロモーター（創業者）持分の再編、ファミリー・アレンジメント、事業承継の計画など、さまざまな目的で実施されます。

税務上ニュートラルとされる再編を除き、海外グループが保有するインド関連資産が直接または間接に移転する形となるあらゆる事業再編は、キャピタルゲイン（譲渡益）課税の対象となり得、インドにおいて課税が生じる可能性があります。

また、グループ会社間の通常の持株再編（共通の親会社を有する会社間での株式移転）や、ファミリー・アレンジメントを目的として会社が保有する株式を信託に移転するケースなど、譲渡者に実質的な利益や所得が生じない場合であっても、インドにおいてキャピタルゲイン課税の対象となる可能性がある点には留意が必要です。

非上場会社に関しては、事業再編の結果として直接または間接に移転される株式について、公正市場価値（Fair Market Value: FMV）を用いてキャピタルゲインが算定されます。このFMVの適用は、未上場株式が純資産価値（Net Asset Value: NAV）を下回って評価されることを防止するための反濫用措置として位置づけられています。

さらに、非公開のインド企業において実質的な議決権を有する所有者の変更が生じた場合、将来の利益に対して繰り越して控除できる事業損失の金額が制限される可能性があります。

4.1.10 移転価格税制

移転価格税制（TP）は、法人・個人を問わず、居住者および非居住者を含むすべての納税者区分のうち、インドにおいて課税所得を得る者に適用されます。インドの移転価格税制の枠組みは、経済協力開発機構（OECD）が発行する移転価格ガイドラインに基づいて構築されています。

本制度は、主として関連者間で行われる取引を対象としており、取引当事者の一方または双方が非居住者である取引、第三者との間で行われたものとみなされる取引（擬制取引）、および特定国内取引（Specified Domestic Transactions）を含みます。

移転価格税制の対象となる取引範囲は非常に広範であり、具体的には、以下のような取引が明確に対象として規定されています。

- ・ 有形または無形資産の売却、購入または賃貸
- ・ 役務（サービス）の提供
- ・ コスト・シェアリング（費用分担）契約
- ・ 資金の貸付または借入
- ・ 当該企業の利益、所得、損失または資産に影響を及ぼすその他一切の取引

移転価格税制において、取引に係る独立企業間価格 (Arm's Length Price: ALP) を立証する一次的な責任は納税者に課されています。この責任は、移転価格規則で定められた文書 (関連者間取引の合計額が 1,000 万インドルピー (INR 10 million) 以上となる場合) を適切に作成・保持することにより、実質的に履行されます。これらの文書は同時性 (コンテンポラニース) が求められ、監査、税務調査、または紛争解決の段階において、税務当局から求められた場合には提出しなければなりません。所定の文書を未整備、整備遅延、または内容に不正確さがある場合には、厳格なペナルティが科されます。

また、納税者は年次の税務申告書を提出する前に、関連企業間で行われたすべての国際取引または特定国内取引について、土による報告書 (アカウント・レポート) を提出する必要があります。当該報告書は、帳簿上の関連者間取引の金額を証明するとともに、納税者が整備した移転価格文書および補足資料に基づき、独立企業間価格を明示します。

さらに、OECD が策定した BEPS (税源浸食と利益移転) 行動計画に沿って、マスターファイルおよび国別報告書 (Country-by-Country Report: CbCR) の提出が求められます。これらの提出には一定の閾値 (基準額) が定められています。

加えて、移転価格規則では、セーフハーバー・ルールおよび事前確認価格制度 (Advance Pricing Agreement: APA) を通じて、移転価格に関する予見可能性および確実性を確保するための制度も用意されています。これらの各制度を利用するにあたっては、それぞれに固有の手続きおよび要件が適用されます。



4.2 駐在員税務

インドにおける駐在員の税務取扱いは独特であり、特段の注意を要します。国内法の理解に加えて、該当する租税条約の内容を把握することが不可欠です。したがって、課税対象となる所得の範囲および関連する申告・開示要件は、駐在員が当該会計年度において維持する税務上の居住区分に基づいて判断されます。

具体的には、通常居住者 (OR) は全世界所得に対して課税される一方、非居住者 (NR) または非通常居住者 (NOR) については、インドを源泉とする、またはインドに関連する所得に限って課税されます。

4.2.1 税務上の居住区分の判定

多くの税制と同様に、インドにおいても、該当する会計年度中にインドに滞在した日数が、居住者 (Resident) か非居住者 (NR) かを判定するための主要な基準となります。

具体的には、当該会計年度中のインド滞在日数が182日以上の場合は居住者とみなされ、それ未満の場合は非居住者 (NR) として扱われます。さらに、居住者に該当する場合には、追加の判定要件により、「通常居住者 (OR)」または「非通常居住者 (NOR)」のいずれに該当するかが判断されます。

なお、インド滞在の目的 (就労、出張、私的理由等) は判定要素とはならず、あくまでインドに滞在した日数のみが重要である点に留意が必要です。

正確な税務上の居住区分を把握することは極めて重要であり、これにより、課税対象となる所得の範囲および、年次の税務申告において必要となる開示内容 (国外所得や国外資産を含む) の範囲が決定されます。

4.2.2 インドの税務登録

インドにおいて課税対象となる所得を得る駐在員、またはインド企業の取締役役に就任している者は、インドにおけるPAN永続的口座番号) の取得が求められます。

PANの申請は、オンライン申請または書面による申請のいずれの方法でも行うことが可能であり、居住証明書および本人確認書類を添付する必要があります。申請者の住所がインド国外にある場合には、これらの書類についてアポステークまたは公証が求められます。

PANは、通常、申請日から約15日以内に発行されます



4.2.3 課税所得および 税率

インドにおいて提供された役務に対して受領する報酬、または当該役務に関連して得られる所得は、インドにおいて課税対象となります。ただし、該当する会計年度中にインド滞在日数が183日未満である駐在員については、一定の条件を満たす場合、該当する租税条約に基づきインドでの課税が免除される可能性があります。具体的には、当該給与がインド法人、または海外雇用主のインドにおける恒久的施設 (PE) の費用として計上されていないことが要件となります。

駐在員の場合、インドでの報酬は通常、給与所得として支払われ、その内訳には、基本給のほか、各種手当 (困難地手当、家賃補助手当、休暇旅行手当等) や、住宅、社用車、クラブ施設等の便益または現物給与 (パークジェット) が含まれます。

現金で支給されるすべての給与要素は個人の所得として課税される一方、特定の現物給与 (例: 提供される住宅、運転手付き社用車等) については、みなし評価額に基づいて課税されます。

インドの個人所得税は、課税所得額に応じた累進税率 (税率区分) に基づいて課されます。なお、本来利用可能な免除や控除の適用を放棄することを選択した納税者については、簡素化・合理化された税率および税率区分を適用することが可能です。

税率 (2026-27年度)

課税所得区分 (ルピー)	旧税制 (%)	課税所得区分 (ル ピー)	新税制 (%)
2,50,000以下	Nil	400,000以下	Nil
2,50,001 - 500,000	5	400,001 – 800,000	5
5,00,001 - 10,00,000	20	800,001 – 1,200,000	10
		1,200,001 – 1,600,000	15
10,00,001 and above	30	1,600,001 – 2,000,000	20
		2,000,001 – 2,400,000	25
		2,400,001 and above	30

算出された税額には以下の通りサーチャージ (付加税) が上乗せされます。すなわち、所得が500万ルピー超～1,000万ルピー以下の場合は10%、1,000万ルピー超～2,000万ルピー以下の場合は15%、2,000万ルピー超～5,000万ルピー以下の場合は25%、5,000万ルピーを超える場合は37%です。ただし、新税制 (New Regime) の下では、5,000万ルピーを超える所得に対するサーチャージの上限は25%に据え置かれます。

上記に加えて、4%のセス (保健教育税) が課されます。

なお、総所得が120万ルピー以下の個人には税金は課されません。

4.2.4 タックス・イコライゼーションの

タックス・イコライゼーション (Tax Equalisation) は、国際的に事業を展開する企業が、海外赴任者に対して広く採用している人事・税務ポリシーです。本制度は、比較的税負担の高い国・地域に出向 (赴任) することにより、従業員が経済的に不利な立場に置かれないようにすることを目的としています。

税負担が増加する要因としては、税率の違いに加え、副次的給付 (パークウイジット) など、追加的な所得要素が課税対象となることが挙げられます。

雇用主は、こうした税負担の差を補填するため、追加の報酬を支給することで、実質的な税負担を調整 (イコライズ) します。これには、税負担の差額そのものに加え、当該追加補填に対してさらに生じる「税に対する税 (Tax on Tax)」の補填も含まれます。

従業員が本国勤務時と赴任先勤務時の手取り額 (ネット給与) が同一となる場合、タックス・イコライゼーションは完全に実現された状態であるとされます。なお、雇用主と従業員との取り決め内容によって、タックス・イコライゼーションは完全 (フル) 方式または部分 (パーシャル) 方式のいずれかとして運用される場合があります。

通常のコネクト給与や現物給与といった既知の課税項目については、タックス・イコライゼーションの影響を比較的容易に算定することが可能です。しかし、従業員ストックオプション (ESOP) や制限付き株式ユニット (RSU) といった非定常的な報酬項目については、雇用条件の交渉段階において、その課税影響を事前に正確に見積もることが困難な場合が少なくありません。そのため、一般的には、出向契約書または雇用契約書の中で、これらの報酬項目については別途取り扱う旨が規定されています。

4.2.5 出向

グローバルに事業を展開する企業は、グループ全体の実務慣行や方針をインド拠点において標準化することを主な目的として、従業員を海外に出向させ、特定の業務を担当させるケースが少なくありません。これらの人材は、上級管理職の立場でインド拠点の指揮命令および管理下で業務を遂行します。

インドにおいて提供される役務に対して、当該従業員は現地で報酬を受領しますが、同時に、社会保障目的等の理由により、海外に所在する本来の雇用主との雇用関係 (リエン) を継続して維持します。

実務上の管理上の理由から、これらの外国人従業員の報酬は海外の親会社等が直接支払う場合があります。この場合、その支払額についてインド拠点から海外法人に対して補填 (リインパース) が行われる場合もあれば、行われない場合もあります。

近年、特に実体を欠く、または文書化が不十分な出向形態については、インド税務当局から否定的に評価される傾向が見られます。こうした出向スキームは、実質的には役務提供に該当するもの、あるいは海外親会社にとってインドにおける恒久的施設 (Permanent

Establishment: PE) を構成するものと再分類される可能性があります。その結果、多額の税務調整、追徴課税、ならびに長期化する税務紛争がインドにおいて発生する事例も生じています。

複数の要素が関与するものの、既知の要因に起因するリスクについては、十分かつ整合性のある文書記録（ペーパー・トレイル）を整備することにより、一定程度軽減することが可能です。具体的には、出向期間中において、当該従業員が海外の親会社との主たる雇用関係（プリンシパル・エンプロイメント）を維持しているものの、海外法人に報告したり、その指揮下で業務を行っていないことを明確に立証する必要があります。

4.2.6 外国税額控除の適用

インドが二重課税防止協定（DTAA）を締結している国の居住者である個人は、租税条約に基づく優遇措置を利用することにより、いずれか一方の国での課税を免除する、または居住国において納付した税額について税額控除を受けることが可能です。

居住者である納税者は、国外源泉所得に関して、外国で課された税額と、当該国外所得に対してインドで課される税額のいずれか低い金額を上限として、外国税額控除を請求することができます。

一方、インドと駐在員の居住国との間にDTAAが締結されていない場合には、二重課税に対する救済措置として、国外所得についてインドにおける平均税率で計算した税額を上限とする範囲で控除が認められます。

4.2.7 納税方法

インドにおける税額の納付は、前払税（アドバンス・タックス）制度または源泉徴収（ウィズホールディング）制度のいずれかを通じて行われます。

前払税制度の下では、納税者が年間の税額を見積もり、以下のとおり年4回の分割払いで税金を納付します。6月15日：年間税額の15% 9月15日：年間税額の45% 12月15日：年間税額の75% 3月15日：年間税額の100%

この方式は、フリーランスやコンサルタントなど、税額の算定および納付責任が駐在員本人にある場合に適用されます。

一方、源泉徴収制度は、雇用関係にある駐在員に適用されます。この場合、駐在員本人に代わり、雇用主が税額を源泉徴収し、毎月政府に納付する義務を負います。インドでは、この制度は一般に源泉徴収税（Tax Deduction at Source: TDS）と呼ばれています。

4.2.8 期末申告および報告

会計年度中にインドにおいて得られ、課税対象となるすべての所得は、確定申告書（Income-tax Return）の提出を通じて、インド税務当局に申告する必要があります。

通常居住者（OR）のステータスを有する駐在員については、インド国内で得た所得に限らず、全世界所得および国外資産についても、確定申告書において申告する義務があります。

4.2.9 出国関連

駐在員は、インドを出国する前に、未納の税務上の債務が存在しないことを証明する「異議なし証明書 (No Objection Certificate: NOC)」を、税務当局から取得する必要があります。

この証明書は、インドにおける継続的な滞在期間が120日を超える場合に取得が求められます。

4.3 従業員ストック オプション制度 (ESOPs)

従業員ストックオプション制度 (ESOP) は、従業員に対して体系的な形で会社の持分 (株式) を付与する福利厚生制度です。本制度により、従業員は通常、市場価格よりも低い価格で自社株式を取得することが可能となります。

従業員株式購入制度 (ESPP) や制限付き株式ユニット (RSU) などの制度も、ESOPと類似する株式報酬制度であり、各国・地域の制度設計に応じて導入されています。

現行の税法上、ESOPに関しては2つの課税タイミング (トリガーポイント) が定められています。その一つは以下のとおりです。

- ・ オプション行使時の給与所得課税
- ・ オプションを行使した時点において、行使日における公正市場価値 (Fair Market Value: FMV) と行使価額との差額が、従業員に対する雇用上の便益 (報酬) として扱われ、給与所得として課税されます。

キャピタルゲイン税の税率は、株式の保有期間および当該株式が上場株式か非上場株式かによって異なります。



4.4 関税

関税は、インドに輸入される物品に対して課されます。また、一部の輸出品についても関税が課される場合があります。

デューティ・ドローバック(Duty Drawback)制度により、関税を支払って輸入された物品を再輸出する場合、または輸入原材料を使用して製造された製品をその後輸出する場合には、支払済み関税の還付が認められています。

関税率は、1975年関税率法(Customs Tariff Act, 1975)に基づき規定されており、毎年、財政法(Finance Act)または個別の通達により随時改定されます。通常の基本関税率(Basic Customs Duty)は10%とされています。

教育セス(Education Cess)および高等教育セス(Higher Education Cess)は廃止されましたが、2018年財政法により、10%の社会福祉サーチャージ(Social Welfare Surcharge)が導入されました。このサーチャージは、基本関税額に対して課されます。

さらに、ガソリンおよび高速ディーゼルの輸入については、道路・インフラセス(Road and Infrastructure Cess)が適用されます。また、2021年財政法により、特定の物品の輸入に対して農業インフラ・開発セス(Agriculture Infrastructure and Development Cess)が導入されています。

輸入時に課される関税は、他の税金との相殺が認められておらず、原則としてコストとして処理されるため、インドにおけるプロジェクトにおいて重要なコスト要因となる可能性があります。利用可能な場合、デューティ・ドローバックなどの制度により、これらのコストは一定程度相殺されます。



4.5 物品・サービス税 (GST)

GSTは、2017年7月1日より施行されました。GSTの導入により、インド全土にわたる統一的な間接税制度が確立され、これまで中央および州レベルで課されていた多くの旧間接税法が統合・廃止されました。統合された税目には、中央物品税、(基本関税を除く)関税、サービス税、付加価値税(VAT)、中央売上税(CST)、奢侈税、入域税、娯楽税などが含まれます。

加えて、政府はGST補償セス(Goods and Services Tax Compensation Cess)を導入しており、これは一部の指定された物品およびサービスに限って課税されます。

一方で、現時点ではGSTの適用対象外とされている品目も存在します。具体的には、ガソリン、高速ディーゼル油、航空タービン燃料(ATF)、天然ガス、および人間の消費を目的とするアルコール飲料が挙げられます。また、不動産取引についても、一定の条件の下でGSTの適用対象外とされています。

GSTは、仕向地課税方式(デスティネーション・ベース)を採用しており、財・サービスが消費される場所において課税が行われます。すなわち、供給元ではなく消費地の州政府がGSTを徴収する権限を有します。消費地の判定については、「供給地(Place of Supply)」と呼ばれる概念に基づき、詳細な規定が設けられています。

GSTは、サプライチェーンの各段階において、付加価値に対してのみ課税される仕組みとなっています。また、仕入税額控除(Input Tax Credit: ITC)の相殺メカニズムは大幅に簡素化されており、原則として、適格な仕入れに対して支払ったGSTは、アウトプット税額と相殺することが可能です(一部例外を除く)。

GSTの登録義務は、会計年度における総売上高(アグリゲート・ターンオーバー)に基づいて判定されます。物品の販売の場合、年間総売上高が400万インドルピー(INR 4 million)を超えると登録が必要となり、サービス提供の場合は、200万インドルピー(INR 2 million)が登録基準額とされています。

登録判定にあたっては、事業体全体の総売上高が考慮されます。ただし、売上規模にかかわらず、GST登録が義務付けられる特定のケースも存在します。さらに、GST登録は事業を行う州ごとに必要となるため、同一事業体であっても複数州にまたがる場合には、複数のGST登録が求められます。

GST規制体制

CGST Tax	州内取引 (Intra-State supply) に対して連邦政府が徴収する。
SGST Tax	州内取引 (Intra-State supply) に対して州政府が徴収する。
IGST Tax	州間取引 (Inter-State supply) に対して連邦政府が徴収し、その後、消費地 (配送先) である州政府へと分配される。

ST法には、当該供給が州内取引 (Intra-State) か州間取引 (Inter-State) かを判定するための具体的な規定が設けられており、それに応じて適用される税の種類、すなわち IGST または CGST + SGST が決定されます。

州間取引には、国境を越える取引 (クロスボーダー取引) も含まれます。また、物品およびサービスの輸入についても、所定の税率に基づき IGST が課税されます。

税率

GSTには複数の税率区分がありますが、大半の物品およびサービスは5%または18%の2つの税率区分に分類されています。ただし、高級品など一部の例外的な品目については、40%のGSTが適用される場合もあります。

州内取引の場合、適用されるGST税率は、中央GST (CGST) と州GST (SGST) に等分されます。

物品およびサービスの詳細な分類ならびにそれぞれの適用税率については、統一商品分類制度 (HSN) コードに基づき、政府により通知されています。

GST法の特定の規定は、供給が州内か州外かを決定する方法を定めており、その結果、IGSTまたはCGST+SGSTといった税の種類も決定されます。商品とサービスの輸入は、特定の税率でIGSTを徴収します。

主要なコンプライアンスおよび手続き



税金の納付および申告書の提出は、原則として毎月ベースで行う必要があります。ただし、小規模納税者に対しては、一定の緩和措置が設けられています。



電子インボイス (E-Invoicing) 制度は、年間総売上高が5,000万インドルピー (INR 50 million) を超える事業者に対して義務化されています。



年次調整申告書は、経営陣による自己証明 (セルフ・サーティフィケーション) を行うことが

4.6 物品税

物品税は、物品の製造に対して課される税であり、当該物品が工場から搬出される時点で徴収されます。GSTの導入以降、物品税の大部分は新たなGST制度に統合 (吸収) されました。

しかしながら、ガソリン、軽油 (High Speed Diesel)、航空タービン燃料 (Aviation Turbine Fuel)、液化天然ガス (Liquefied Natural Gas)、および圧縮天然ガス (CNG) 以外の天然ガスなどの特定の品目については、引き続き中央物品税 (Central Excise Duty) の対象とされています。

また、人の消費を目的とするアルコール飲料に対する物品税については、各州の管轄事項とされており、州物品税 (State Excise Duty) が課されます。

4.7 中央売上税 (CST) / 付加 価値税 (VAT)

付加価値税 (VAT) は、サプライチェーンの各段階において付加される価値に対して課される消費税です。VATは州税であり、各州ごとに独自のVAT法が制定され、当該州内で行われる物品取引に適用されていました。州内取引 (Intra-State) の販売にはVATが課され、一方で州境を越える販売 (Inter-State) については、中央売上税 (Central Sales Tax: CST) が適用されていました。

インドにおけるGSTの導入により、CSTおよびVATは原則としてGSTに統合 (吸収) されました。しかしながら、ガソリン、原油 (Petroleum Crude)、軽油 (High Speed Diesel)、天然ガス、航空タービン燃料 (Aviation Turbine Fuel)、および人の消費を目的とするアルコール飲料といった特定の品目については、引き続きGSTの適用対象外とされています。これらの品目に関しては、従来どおりCSTおよび／またはVATが引き続き適用されます。





規制 環境





5.1 初期登録

事業活動を開始するにあたり、複数の当局から各種の許認可を取得する必要があります。これらのライセンスおよび承認は、大きく中央政府による承認と州政府による承認に分類されます。

中央政府の承認は、原則として事業体(法人)単位で付与される一方、州政府の承認は、事業拠点や支店(所在地)単位で求められるのが一般的です。

5.1.1 事業体

登記上の本店所在地

インドにおける会社および有限責任事業組合(LLP)は、登記上の本店所在地(Registered Office)として特定の場所を指定することが求められています。本店所在地は、各種政府機関やその他の利害関係者からの公式な通知や連絡を受領するための正式な住所となります。

また、本店所在地の外から視認できる位置に、会社名を明確に表示(塗装または掲示)する必要があります。

永続的口座番号('PAN')

PANは、所得税局が発行する10桁の英数字からなる番号です。確定申告書への記載および税務当局とのすべてのやり取りにおいて、PANの記載が義務付けられています。

インドにおいて、1会計年度あたり25万インドルピー(INR 250,000)を超える金融取引を行うすべての事業体は、PANを取得する必要があります。

源泉徴収・徴収口座番号('TAN')

TANは、源泉徴収税(TDS)を控除・徴収する責任を負うすべての者に対して取得が義務付けられている番号です。

輸出入者コード('EC')

ECは、商工省外国貿易総局(Director General of Foreign Trade: DGFT)によって発行される10桁の固有コードであり、インドへの輸入またはインドからの輸出を行うために必須となります。

物品・サービス税('GST')

GSTは、物品およびサービスの消費に対して課される仕向地課税型の税金であり、製造段階から最終消費段階に至るまでのすべての取引段階で課税されます。前段階で支払った税額については、仕入税額控除として相殺が可能です。

店舗施設法

会社の支店を含むすべての事業所は、各州の店舗・事業所('SE')法に基づく登録が必要です。この法律は、労働時間、休憩時間、開店・閉店時間、週休日、雇用主による記録管理など、従業員の勤務条件について規定しています。

店舗・事業所法登録

会社の支店を含むすべての事業所は、それぞれの州で施行されている店舗・事業所法(Shops & Establishments Act: SE法)に基づく登録が必要です。本法は、労働時間、休憩時間、開店・閉店時間、週休規定、ならびに雇用主による帳簿管理など、従業員の労働条件を規律するものです。

職業税 (Professional Tax)

一部の州では、規定された適用基準額 (スレッシュホールド) に基づき、企業に対して職業税 (Professional Tax) への登録を義務付けている場合があります。

この制度の下では、企業は賃金および給与の支払時に、所定額の職業税を源泉徴収し、州政府に納付する責任を負います。

5.1.2 取締役

永続的口座番号 ('PAN')

インド企業のすべての取締役は、当該者の税務上の居住区分にかかわらず、PAN (Permanent Account Number) を取得することが義務付けられています。

デジタル署名証明書 ('DSC')

すべての取締役および権限を付与された署名者は、通常のオンライン報告業務に対応するため、デジタル署名証明書 (DSC) を取得することが義務付けられています。

これには、セキュアな電子メールおよびウェブベースの取引、ウェブ申請書の電子署名、電子入札 (e-tendering) 関連書類、所得税申告書の提出などが含まれます。

取締役識別番号 ('DIN')

会社のすべての取締役および有限責任事業組合 (LLP) のすべてのパートナーは、取締役識別番号 (Director Identification Number: DIN) を取得することが義務付けられています。



5.1.3 工場設立

工場の設立は、以下の3つの段階に分けて計画することができます。

建設前フェーズ(着工前業務)
実現可能性調査(フィージビリティスタディ)
立地選定調査
工業用地の探索・調査
既存工場物件・シェッド(平屋建て工場建屋)の探索・調査
商業・管理業務マネジメント
財務・会計管理業務
プロジェクト暫定管理(駐在員事務所設立前の暫定的な各種管理代行など)
法的コンプライアンス対応
法的許認可・ライセンス取得および登記・登録手続き
技術・エンジニアリング・プロジェクトマネジメント
用地探索および土地取得(買収)手続き
プロジェクト計画の策定
基本設計仕様書(エンジニアリング・ブリーフ)の作成
建築家、設計コンサルタント、および施工管理兼務コンサルティング会社の選定
土木・建築、PEB(システム建築)、電気、配管、空調(HVAC)、その他請負業者の選定

工場設立の初期段階において、運営プロセスを明確に構想し、構築しておくことが極めて重要です。

具体的には、以下の事項について計画・整備を進める必要があります。

- 各種プロトコル(手順・基準)の確立
- 計画立案および予算策定
- 各種文書・申請書類の整備および処理
- 現地(オンサイト)および遠隔(オフサイト)での統制・管理体制の構築
- 現地関係者・当局との連携・調整
- 定期的な報告体制の確立

第1段階 –

- 立地調査
- 州政府との支援協定

実現可能性調査

実現可能性調査には、工場設立の候補地を最終決定するための立地調査が含まれます。本調査では、規制面、地理的条件、人口動態に関する分析を行い、これらは事業の長期的な成長および持続可能性にとって極めて重要な要素となります。

立地調査

立地を最終決定する前に、以下の要素を慎重に検討することが不可欠です。

- インフラおよび周辺環境
- ユーティリティ（電力・水・ガス等）、交通インフラ、社会インフラ、サプライヤーの集積状況、周辺産業の有無
- 人材の確保状況
- 現場作業員（ブルーカラー）、事務・技術職（ホワイトカラー）、管理職の確保状況、ならびに一般的な離職率
- コスト要因
- 土地価格、ユーティリティコスト、人件費
- 近接性
- 顧客およびサプライヤーとの距離
- 政治的安定性
- 事業のしやすさ（Ease of Doing Business）や政策の安定性

支援協定

当該プロジェクトが、アンカープロジェクト、または州政府が当該分野における製造業誘致を目的として重点的に推進するアンカープロジェクトの一部に該当する場合、企業は州政府に対し、以下のような各種インセンティブ（支援措置）を求めることが可能です。

- 州税・印紙税の免除
- GSTに代替する投資補助金
- 利子補給（インタレスト・サブシディ）
- 電力料金の優遇および電力関連リベート
- 雇用創出に基づくリベート
- 包括的な財政支援パッケージ

第2段階 – 投資および建設

- 土地取得
- 工業ライセンス
- 工業起業家覚書（IEM）

土地取得

土地取得を進めるにあたっては、事前に以下の事項について十分な確認および手続きを行うことが重要です。

- 現地視察および測量の実施
- 土地面積および境界の確認（土地測定）
- 土地の所有権、担保設定、抵当権その他の負担（エンカンブランス）の有無の確認
- 土地登記の手続きおよび要件の確認

工業ライセンス

インドにおいては、原則としてすべての製造業は工業ライセンスの取得が免除されていますが、以下の分野に属する製造事業については例外として工業ライセンスの取得が必要です。

- 主要雇用者登録
- 環境承認
- 承認
- 工場地図の承認
- 火薬類ライセンス
- ディーゼル発電機の登録

- 航空宇宙
- 防衛装備品
- 産業用爆薬
- 有害化学物質
- 葉巻、紙巻たばこおよびたばこ代替製品

さらに、一部の品目は零細・小規模・中規模企業（Micro, Small and Medium Enterprises: MSME）向けに留保されており、MSMEに該当しない事業体が当該品目を製造する場合には、工業ライセンスの取得が必要となります。

工業起業家覚書（‘IEM’）

工業ライセンスの取得が免除されている非MSME区分の製造事業者は、商工省産業国内取引促進局（DPIIT）傘下の産業支援局（Secretariat for Industrial Assistance: SIA）に対し、工業起業家覚書（IEM）を提出する必要があります。

主任雇用者登録

会社が契約労働者（コントラクチュアル・レイバー）を雇用するためには、事業所が所在する州の労働局に対して「主任雇用者（Principal Employer）」として登録を行う必要があります。

環境関連の許認可

すべての製造業者は、建設活動の開始前に環境関連の許認可を取得することが義務付けられています。

環境コンプライアンスが求められる主な法令は以下のとおりです。

- 1974年水質汚濁防止法
- 1986年環境保護法
- 1987年大気汚染防止法改正法
- 2019年沿岸規制地域通知
- 2016年有害廃棄物およびその他廃棄物（管理および越境移動）規則

繊維加工、製糖、皮革（タンナリー）などの特定産業については、中央政府の環境・森林・気候変動省（Ministry of Environment, Forest and Climate Change: MoEF）からの直接承認が必要となります。

それ以外のプロジェクトについては、事業所の所在地に応じて、中央汚染管理委員会（Central Pollution Control Board: CPCB）または州汚染管理委員会（State Pollution Control Board: SPCB）から、環境クリアランスを取得する必要があります。

第3段階 操業開始

環境関連承認 (Environmental Approvals)

- 設立同意
- 建設工事の開始前に取得が必要です。
- 操業同意 (Consent to Operate: CTO)
- 実際の操業開始前に取得が必要です。

環境許認可プロセスに関するすべての紛争は、国家環境裁判所 (National Green Tribunal: NGT) に付託されます。NGTはニューデリー本部のほか、プネー、コルカタ、ボーパール、チェンナイに支部を有しています。

工場配置図の承認 (Factory Map Approval)

建設に着手する前に、工場建屋の設計図ならびにプラント・機械配置図について、1948年工場法 (The Factories Act, 1948) に基づき、産業安全衛生局 (Directorate of Industrial Safety & Health) から承認を取得する必要があります。

2008年爆発物規則 (Explosives Rules, 2008) では、爆発物の所持、販売、使用に関する特別規定が定められています。

ディーゼル発電機の登録 (Diesel Generator Registration)

事業所内に設置予定のディーゼル発電機 (DGセット) は、電気監督官 (Electrical Inspector) への登録が必要です。
加えて、当該ディーゼル発電機は州汚染管理委員会 (SPCB) への登録も求められます。

工場ライセンス (Factory License)

製造活動の開始前に、工場・ボイラー検査局 (Factories and Boilers Inspection Department) への登録が必要です。

登録に際しては、各種プラントおよび機械の配置、製造工程フロー等を示した詳細な工場レイアウトの提出が求められ、当該事業所が工場として正式に登録されます。

各種クリアランス

- 工場ライセンス地方自治体の許認可
 - 以下の地方自治体 (市町村) レベルの承認を取得する必要があります。
- 消防許可 (Fire Clearance)
 - 上水道接続許可 (Water Connection)
 - 電力接続許可 (Power Connection)

5.2 記録および報告

5.2.1 会計

会計には、2つの方法があります。

発生主義会計

企業の取引、事象および状況の財務的影響を、現金の受領または支払が行われた期間ではなく、当該事象が発生した期間において記録する会計方法です。

現金主義会計

実際に現金の受領または支払が行われた期間において、収益、費用、資産および負債といった取引を記録する会計方法です。

会社は、会計帳簿を発生主義会計 (Accrual Basis) に基づいて記帳することが義務付けられています。

5.2.2 監査

法定監査

インド会社法は、企業に対し、インドの公認会計士 (Chartered Accountants) 事務所による会計監査の実施を義務付けています。監査済み財務諸表は、会社登記局 (Registrar of Companies: ROC) に提出する必要があり、場合によってはインド準備銀行 (RBI) への提出も求められます。

また、製造業の場合には、物品税当局および州VAT当局から、監査済み財務諸表の提出を求められることがあります。

内部監査

法令で定められた特定の区分に該当する会社は、内部統制の検証・証明を受ける必要があります。内部監査は、公認会計士事務所に外部委託することも可能ですが、大企業では自社内に専任チームを設置するケースが一般的です。

原価監査命令

最終製品ベースの産業に該当する企業は、原価会計士 (Cost Accountant) による原価監査を受けることが義務付けられています。

当該義務は、純資産、売上高、株式上場の有無など、所定の基準 (スレッショルド) を満たす場合に適用されます。

原価コンプライアンス命令

原価監査命令の対象外であっても、製造、加工、採掘、生産に従事し、前述の基準を満たす企業は、原価会計士が証明する原価コンプライアンス報告書を提出する必要があります。

税務監査

年間売上高が1億インドルピー (INR 100 million) を超える企業は、インド所得税法の特定規定に基づく税務監査を追加で受ける必要があります。税務監査は、インドの公認会計士事務所によって実施され、税務監査報告書の提出が求められます。

5.2.3 報告

すべての会社は、以下の書類を提出する義務があります。

- 年次報告書 (Annual Returns) - 会社は、年次株主総会 (AGM) 開催日から60日以内に、年次報告書をROCへ提出する必要があります。年次報告書には、株主、取締役、および前回AGM以降の変更内容が含まれます。
- 財務諸表 (Financial Statements) - 監査済み貸借対照表、損益計算書、取締役報告書、監査人報告書の写しを、AGM開催日から30日以内にROCへ提出します。
- 法人税申告書 (Corporate Tax Return) - 年次の法人税申告を税務当局に提出する必要があります。税務監査報告書および、該当する場合には移転価格報告書を添付します。
- 製造事業者向け各種報告 製造事業者は、操業状況 (機械の使用状況、燃料・爆発物の保管等) および労務管理 (労働時間、休日、シフト、補償、事故、賃金等) に関する、各種の中間報告書および年次報告書を提出する必要があります。



主な期日

会社法	期限・期日
取締役会	年4回開催。会議と会議の間隔は120日を超えてはならない。
定時株主総会	会計年度末から6ヶ月以内（※通常9月30日まで）
会社登記局（ROC）への年次報告書（財務諸表等の提出）	定時株主総会（AGM）の開催日から60日以内
会社登記局（ROC）への年次報告書（財務諸表等の提出）	定時株主総会（AGM）の開催日から30日以内
税務	
法人税申告	10月31日 / 11月30日（※移転価格規制の対象企業など、条件により異なります）
税務監査報告書	9月30日 / 10月31日
移転価格報告書	10月31日
源泉徴収税（TDS）四半期申告書	四半期ごと（対象四半期末の翌月31日まで）
個人所得税申告	7月31日
監査を要しない事業所得者・専門職の申告	8月31日
源泉徴収税（TDS）の納付	毎月7日
売上GST申告（GSTR-1）	翌月11日まで（※ただし3月分は4月30日まで）
GST納税申告（GSTR-3B）	翌月の20日、22日、または24日（売上高および州の区分に基づく）
入力税額配分（ISD）に係るGST申告	翌月13日まで
GST年次申告（GSTR-9）	毎年、会計年度末の翌年12月31日まで
経営陣による自己証明付きGST照合調書（GSTR-9C）	毎年、会計年度末の翌年12月31日まで
GSTの納付	各申告書の提出と同時（with return）

* In case where the transfer pricing report is required

5.3
会社秘書記録

全ての会社（公開・非公開を問わず）は、会社法に則った記録と登録を保持しなければなりません。

法定台帳 (Registers)

維持が義務付けられている主な台帳および記録には、以下が含まれます。

- 株主名簿
- 取締役名簿
- 契約台帳
- 担保台帳
- 預り金台帳
- 社債権者名簿
- 再発行株式および重複株券台帳

- スウェット・エクイティ株式台帳
- 担保および担保証書台帳(Charges)
- 自社株買戻し証券台帳
- 取締役および主要経営幹部 (KMP) 名簿
- 貸付、保証、担保提供および投資台帳

議事録 (Minutes)

会社は、取締役会、株主総会、各種委員会（該当する場合）などの会議を、法定頻度に従って開催する必要があります。

これらの会議の議事録は作成のうえ、会社の登記上の本店所在地に保管しなければなりません。

議事録作成が求められる主な会議は以下のとおりです。

- 取締役会 (Board Meetings)
- 株主総会 (Shareholders' Meetings)
- 債権者会議 (Creditors' Meetings)
- 独立取締役の会合 (Independent Directors' Meetings)

届出および承認事項 (Intimations and Approvals)

以下の特定の重要事項については、会社登記局 (ROC) への届出が義務付けられています。

- 取締役およびマネージング・ディレクターの就任・辞任
- 法定監査人の変更
- 登記上の本店所在地の変更
- 定款および細則の変更
- 資本構成の再編
- 会社の清算
- その他、2013年会社法の各規定に基づく届出事項

5.4 その他

新労働法典 (New Labour Codes) は、これまで分散して存在していた雇用・労働関連法令を、以下の4つの法典に統合・置換するものです。

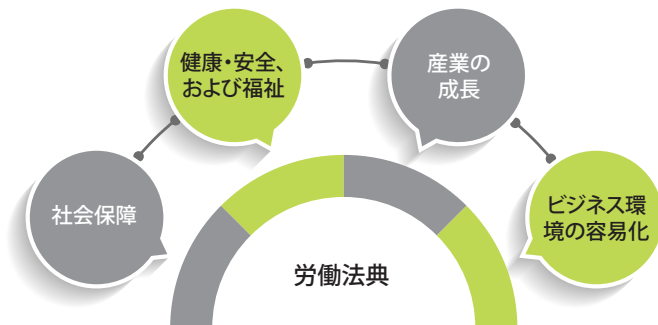
5.4.1 雇用法 (労働法)

- 労使関係法典 (Industrial Relations Code, 2020)
- 労働組合に関する事項、産業施設または事業体における雇用条件、労使紛争の調査および解決、ならびにこれらに関連または付随する事項を規律しています。
- 労働安全衛生・労働条件法典



- ・ 事業所に雇用される者の労働安全、衛生および労働条件を規律するとともに、これらに関連または付随する事項を定めています。
- ・ 賃金法典 (Code on Wages, 2019)
- ・ 賃金および賞与、最低賃金、未払賃金等の支払いに関する事項を規定しています。

これらの新労働法典は、政府による施行通知を待っている状況です。



その間、本ガイドでは、現行法令の主要な規定の概要を示すとともに、新労働法典の施行によりどのような影響が生じるかについて解説します。

デジタル化	画一性・公平性の確保	労働組合	ガバナンスと説明責任
「Shram Suvidhaポータル」へのすべての関連情報の一元化。デジタル(オンライン)監査・査察の導入	性別による差別の撤廃、およびすべての労働者に対する平等かつ公正な処遇の実現	労働組合の登録、管理、団体交渉、紛争解決、および労働組合の権利保護(に関する手続きの明確化)。	登録ライセンスの一本化(単一化)。すべての法典に対応する単一の年次報告書(共通申告書)。

従業員積立基金およびその他規定法

従業員積立基金 (Employee Provident Fund: EPF) は、退職後の給付を目的とした社会保障制度であり、事業所に雇用される従業員が賃金の一定割合を拠出します。雇用主は、従業員の拠出に対応する額を拠出することが義務付けられています。

従業員数が20名を超えるすべての事業所は、従業員積立基金機構 (Employees' Provident Fund Organisation: EPFO) への登録が必要です。従業員数が20名を超える事業所において個人が就労を開始した場合、従業員および雇用主の双方が、「賃金 (Wages)」の12%をEPF口座に拠出することが求められます。

新労働法典において提案されている主な変更点

雇用主による積立基金 (PF) 拠出率は、従来の12%から10%へ引き下げられています。

また、一定の条件を満たす雇用主については、拠出義務の免除を申請することが認められる予定です。

社会保障協定 (SSA)

社会保障協定 (SSA) は、二国間で締結される協定であり、海外赴任者の社会保障拠出実績を相互に認めるための制度です。

雇用主により外国へ派遣 (セカンドメント) され、母国における雇用契約を解消せずに勤務を継続する従業員は、引き続き母国の社会保障制度に拠出します。

一方で、海外赴任により、受入国 (ホスト国) の社会保障法令に基づく拠出義務が生じる場合もあります。SSAが締結されていない場合、母国外で行った社会保障拠出については、赴任終了時の引き出しが制限されるケースがあります。

SSAは、このような問題を回避するため、母国および受入国双方の社会保障制度への二重加入 (デュアル・カバレッジ) を免除する仕組みを提供します。

社会保障協定 (SSA) がカバーする3つの側面



派遣

労働者による社会保障保険料の二重拠出 (二重払い) の回避



保険給付の境外受給 (送金許可)
社会保障給付 (年金など) の (国外への) 送



加入期間の通算
2国間における保険料拠出期間の合算・通算。

インドは、短期間海外で就労する専門職および高度技能労働者の利益を保護するため、18か国と二国間の社会保障協定 (Social Security Agreements:SSA) を締結しています。

退職給付金支払法

本法は、従業員を10名以上雇用するすべての工場、会社およびその他の事業所に適用されます。本法に基づき、退職給付金 (グラチュイティ) は、勤続1年につき15日分の賃金相当額が支払われます。支給額には上限額が設けられており、現在は200万インドルピー (INR 2 million) が上限とされています。

季節事業所については、シーズンごとに7日分の賃金相当額が支給されます。

新労働法典において提案されている主な変更点

有期雇用従業員 (Fixed-Term Employees) にも退職給付金制度の適用が拡大されました。

本法典では、雇用主が任意に選択した保険会社により退職給付金基金を管理することが認められています。

従業員州保険法

ESI制度は、疾病、障害、労働災害による死亡などに起因する経済的リスクから従業員を保護するための、自主財源型の包括的社会保障制度です。

本制度は、従業員を10名以上雇用するすべての工場および該当事業所に適用され、月額賃金が21,000インドルピー (INR 21,000) 以下の従業員が給付対象となります。

新労働法典において提案されている主な変更点

現行内容が維持され、社会保障法典 (Social Security Code, 2020) に統合されています。

労使紛争

労使紛争解決の主な手段には、団体交渉、調停・和解、調査、仲裁、司法判断があります。

雇用の安定は特に重視されており、不当な解雇・解職に対する産業裁定および、違法解雇された労働者の職場復帰の確保などの仕組みが整備されています。

団体交渉は、労働組合と経営陣との合意により、友好的・平和的・自発的に雇用紛争を解決するための主要な手法とされています。

新労働法典において提案されている主な変更点

- 友好的解決の重視

法典は、所定の期限内における内部解決手続を奨励しています。従業員100人超の産業事業所では労働者委員会 (Workers Committee) の設置が義務付けられ、20人以上の従業員を雇用するすべての事業所では、女性の比例代表を含む苦情処理委員会 (Grievance Redressal Committee: GRC) の設置が求められます。

- 期限厳守型の手続(タイムバウンド手続)

被害を受けた労働者は、紛争発生から1年以内にGRCへ申請することができ、30日以内に手続が完了しない場合には調停官へ申請することが可能です。

また、解雇、整理解雇、その他の雇用終了があった場合、2年以内に労働裁判所 (Tribunal) へ申立てを行うことができます。

- 就業規則

従業員300人超の産業事業所に対しては、モデル就業規則 (Model Standing Orders) が一律に適用され、就業条件の統一が図られます。

- 労働組合

1926年労働組合法 (Trade Unions Act, 1926) は、インドにおける労働組合の登録制度および労働組合の保護を目的として制定された法律です。また、本法は、登録労働組合に関する法的枠組みとして、以下の事項を規定しています。

- 労働組合の登録手続きおよび登録申請方法
- 労働組合同約に必ず記載すべき事項
- 労働組合の最低構成員要件
- 登録労働組合の権利および義務
- その他、登録労働組合の運営に関する基本的な規定



新労働法典において提案されている主な変更点

The 新たに導入される労使関係法典 (Industrial Relations Code, 2020) では、単一交渉労働組合 (Sole Negotiating Union: SNU) または交渉評議会 (Negotiating Council: NC) という概念が導入されています。

複数の労働組合が存在する場合、労働者の51%以上を代表する労働組合が、単一交渉労働組合 (SNU) として認定されます。

SNUが存在しない場合には、各労働組合のうち、20%以上の労働者を代表する組合の代表者で構成される「交渉評議会 (NC)」が設置されます。

SNUまたはNCが締結した労使協定は、すべての労働者に対して法的拘束力を有するものとされます。

人事管理 — 採用およびマネジメント

規制項目	現行法に基づく規制	新労働法典に基づく規制(案)
標準労働時間	9時間	8時間
勤続5年の従業員を剰余人員整理(整理解雇)する際の退職手当	1.7週間分の給与	15日分の給与
勤続1年の従業員を剰余人員整理(整理解雇)する際の退職手当	2.1週間分の給与	15日分の給与
割増残業手当(割増率)	100%	100%
最低賃金(ルピー/月)	2500	未熟練労働者 - 11,000
		半熟練労働者 - 11,500
		熟練労働者 - 12,500
		高度熟練労働者 - 13,500
勤務中の最低休憩時間	5時間につき30分	1労働日につき1時間
時間外労働(残業)の上限	年間200時間	四半期(3ヶ月)につき125時間
整理解雇(人員削減)における政府の事前承認要件	労働者数100人以上の事業所は事前承認が必要	労働者数300人以上の事業所は事前承認が必要
剰余人員整理(整理解雇)は認められるか?	はい(政府の承認を条件とする)	はい(政府の承認を条件とする)

* 現行法の下では(最低賃金が)一律の固定値となっているのに対し、新労働法典(案)の下では、産業セクターやスキルの習熟度(スキルセット)に応じて最低賃金が異なります。なお、ここに記載されている数値は平均値を表したものです。

解雇および一時解雇

雇用および解雇（採用・解雇）は、原則として雇用契約に基づいて行われますが、産業紛争法 (Industrial Disputes Act: ID法) は、不当労働行為を禁止しており、違法なストライキやロックアウト、ならびに一時解雇 (Lay-off) や整理解雇 (Retrenchment) およびそれに伴う補償について規定しています。

新労働法典において提案されている主な変更点

・ 閉鎖・一時解雇・整理解雇

従来は、従業員数が100人を超える産業事業所が、事業所の閉鎖、一時解雇または整理解雇を行う場合、政府による事前承認を取得する必要がありますが、

- ・ 新法典では、この承認要件が適用される従業員数の基準が300人に引き上げられています。

・ ストライキおよびロックアウト

- 労働者がストライキを実施する場合、事前に60日間の通知を雇用主に行う必要があります。
- 調停、労働裁判所 (Tribunal) または仲裁手続が係属中である期間中は、ストライキを行うことができません。
- ストライキの定義には、特定の日に50%以上の労働者が共同して就労を拒否する行為、または一斉にカジュアル休暇を取得する行為も含まれます。
- 雇用主がロックアウトを行う場合についても、同様に60日間の事前通知が必要とされています。

5.4.2 競争法

2002年競争法 (Competition Act, 2002) は、インドにおける競争法制を規律する法律であり、自由かつ公正な競争を確保し、反競争的な事業慣行を防止し、これらを是正・処罰するための法的枠組みおよび手段を定めています。

本法の目的は、インド競争委員会 (Competition Commission of India) を通じて実現されます。CCIは、本法に基づき、反競争的合意、支配的地位の濫用、および企業結合 (コンビネーション) などに関する審査・是正措置を担う独立した規制機関です。

5.4.3 外国為替管理法 (FEMA)

インドは、外国為替管理規制の下で運用されています。外国為替管理法 (FEMA) は、インドにおける対外貿易、支払取引および外国為替市場を規律するための基本法です。

FEMAは、以下の事項に関する手続および規制枠組みを規定しています。外国為替の取扱いに関する手続経常取引 (Current Account Transactions) 財・サービスの輸出外国為替の受領、実現および本国送金 (レパトリエーション) 外国為替または外国証券を取扱う権限を有する者 (Authorized Persons) FEMAは、規制と管理を目的としていた旧外国為替規制法 (FERA) とは異なり、外国為替取引の円滑化および自由化を促進するという基本思想に基づいて制定されており、インド準備銀行 (Reserve Bank of India: RBI) を中心に運用されています。

5.4.4 食品安全基準法

食品安全基準法 (FSSA) は、食品の安全および基準に関するあらゆる事項について単一の参照点を確立することを目的として制定されました。本法は、従来の多層的かつ複数省庁に分散していた規制体制から、単一の指揮系統による規制体制への移行を図っています。

同法に基づき、インド食品安全基準機構 (Food Safety and Standards Authority of India: FSSAI) という独立した法定機関が設立され、食品に関する科学的基準の策定および食品の製造、保管、流通、販売、輸入の規制を担っています。

FSSAIは、インド国内であらゆる種類の食品関連事業を行う場合、登録またはライセンスの取得を義務付けており、食品事業者はその事業内容・規模に応じた適切な許可を取得する必要があります。





事業終了 (クロージング)

会社または有限責任事業組合(LLP)は、法律上の擬制人格(人工的な法人格)であり、事業活動を継続しない、または事業の存続可能性が失われた場合には、清算(ワインディングアップ)を行う必要があります。特に、重大なコンプライアンス違反、純資産の著しい毀損、またはこれらに類する状況においては、清算／解散(Liquidation / Winding-up)が選択される手続となります。

清算手続では、以下の事項が順次実施されます。債権者からの請求の確定および精算売掛金を含むすべての資産の換価(実現) 商取引上の債務、法定債務(税金・社会保障費等)、雇用関連債務(賃金・退職給付等)の支払い すべての清算手続が完了すると、当該会社は正式に解散され、法的に消滅し、以後は存在しないものと扱われます。

6.1 任意清算

会社の株主は、取締役会および株主総会において必要な決議を可決することにより、会社の清算（ワインディングアップ）を開始することができます。任意清算の手続は、認可を受けた専門家である「インソルベンシー・プロフェッショナル（Insolvency Professional）」によって運営されます。

2016年倒産・破産法（Insolvency and Bankruptcy Code, 2016）に基づく任意清算の決議は、会社がすべての債務を弁済できる状態にあり、債権者を欺く目的で清算を行うものではなく、また不正行為に関する調査が係属していない場合に限り可決することができます。

すべての債務および負債の清算が完了した後、各種商業登録は抹消され、銀行口座に残る余剰資金は株主に分配されます。その後、会社またはLLPの解散を命ずる決定を得るため、国家会社法審判所（National Company Law Tribunal: NCLT）に対して申立てが行われます。

本手続の完了までに要する期間は、案件の具体的状況にもよりますが、通常12～18か月程度とされています。



CLOSED

6.2 強制清算

会社は、以下の者による申立てに基づき、国家会社法審判所（National Company Law Tribunal: NCLT／以下「審判所」）の命令により清算されることがあります。

- 会社（清算に関する決議を可決した場合）
- いずれかの株主
- 会社登記局（Registrar of Companies）
- 政府から権限を付与された者

当該申立ては、以下のいずれかの事由がある場合に提出することができます。

- 会社が特別決議により清算を決定した場合
- 会社の行為が、インドの主権および国家の統一に反する場合
- 会社の業務が不正な方法で遂行されていると審判所が判断した場合
- 直前の5会計年度連続して、財務諸表または年次報告書の提出を怠っている場合
- その他、会社を清算すべきであると審判所が判断した場合

強制清算では、政府により清算人が任命されるため、会社およびその経営陣は、清算の時期や手続の進行についていかなる権限やコントロールも有しません。また、政府任命の清算人による会社閉鎖について、明確な完了期限は定められていません。

本手続に要する期間は、案件の具体的状況によって異なりますが、通常2～4年程度とされています。

外国企業にとっては、閉鎖に関するすべての手続きを完全に履行することが望ましく、これにより、将来インドで新たな拠点を設立する際の申請審査において、信頼性（クレデンシヤル）の向上につながります。

6.3 駐在員事務所／ 支店／プロジェクト オフィスの 閉鎖

企業省（Ministry of Corporate Affairs: MCA）からの承認

当該事業体は、MCAよりインドにおける事業拠点設立証明書（Certificate for Establishment of Place of Business in India）を付与されています。拠点を閉鎖するにあたり、所定のコンプライアンスをすべて履行した上で、閉鎖申請を行う必要があります。MCAは、過去のすべての届出および報告が適正かつ定期的に行われていることを確認した上で、閉鎖申請を承認します。

• すべての商業登録の抹消

GST、職業税（Professional Tax）、店舗・事業所法（Shops & Establishments Act）登録、積立基金（Provident Fund）登録等、すべての商業登録を抹消する必要があります。

あわせて、未払の税金やその他の負債をすべて清算し、閉鎖証明書（Closure Letter）を取得する必要があります。

- 指定銀行 (Authorized Dealer Bank: AD Bank) からの承認
指定銀行は、年次報告書、年次活動証明書 (Annual Activity Certificate) など、過去の各種コンプライアンス状況を確認します。また、監査人による一定の証明書類の提出が求められます。
- 所得税当局からの無債務証明書 (No Dues Certificate)
支店およびプロジェクトオフィスの場合、指定銀行は、所得税局から発行される無債務証明書 (No Dues Certificate) の提出を求めます。そのため、指定銀行に手続きを行う前に、当該証明書を取得しておく必要があります。
- 資金の本国送金 (Remittance of Proceeds)
銀行口座に残る余剰残高はすべて本社へ送金 (レパトリエーション) され、当該銀行口座は閉鎖されます。
- 閉鎖確認書の発行
上記すべての手続きが完了すると、指定銀行またはインド準備銀行 (RBI) より、インドにおける拠点閉鎖を正式に確認する書面 (Closure Letter) が発行されます。



用語集

APA

事前価格取
決め

AGM

定時株主総会

BEPS

税源浸食と利
益移転

BO

支店(ブラン
チオフィス)

CbCr

国別報告書

DSC

電子署名証
明書

DGFT

外国貿易総局

DIN

取締役識別
番号

DTAA

租税条約(二重
課税防止条約)

EPF

従業員積立年
金

ESOPs

従業員ストック
オプション

ESI

従業員州保険

EOU

輸出指向型
企業

FTS

技術役む報酬

FSSAI

インド食品安
全基準局

FDI

海外直接投資

FEMA

外国為替管
理法

FII

外国機関投
資家

FPI

外国ポートフ
ォリオ投資

GST

物品・サービ
ス税

HSN

国際統一商品
分類番号

IEC

輸出入業者コ
ード

INR

インド・ルピー

IPR

知的財産権

JV

合併会社

LO

駐在員事務所

LLP

有限責任事業
組合

MAT

最低代替税

MCA

企業法務局

MFN

最恵国待遇

OECD

経済協力開発
機構

PAN

恒久口座番号

PE

恒久的施設

PLI

生産連動型優
遇策

PO

プロジェクトオ
フィス

ROC

会社登記局

RBI

インド準備
銀行

SEBI

インド証券取
引委員会

SEZ

経済特区

TAN

源泉徴収税

TDS

Tax Deduction
at Source

TP

移転価格

WOS

完全子会社

共同執筆者



Himanshu Srivastava
ナショナルヘッド

.....
ビジネス・アドバイザリー・サービス

.....
himanshu.srivastava@bakertilly.in
.....



Subroto Bose
パートナー

.....
アカウンティング & ビジネスサポート

.....
subroto.bose@bakertilly.in
.....



Sunil Arora
ナショナルヘッド

.....
税務サポート

.....
sunil.arora@asa.in
.....



Kim Collaco
パートナー

.....
営業戦略

.....
kim.collaco@bakertilly.in
.....

JAPAN DESK



Himanshu Srivastava

.....
Head - Japan Practice
.....

himanshu.srivastava@bakertilly.in



Sosaku Nitta

.....
Senior Manager
.....

sosaku.nitta@bakertilly.in



NOTES

ABOUT US



A full services firm of corporate strategists, accountants, tax advisory experts and financial and marketing analysts.

SERVICES

- Accounting and Business Support
- Assurance
- Business Advisory
- Cyber Security
- Global Offshoring Services
- Risk Advisory
- Taxation
- Transaction Advisory

PRESENTLY POSITIONED IN THE

TOP 10 ACCOUNTING & CONSULTING FIRMS

Well structured teams with domain specialization are guided by leaders who possess expertise and experience and are present PAN India to ensure excellent client service.



GLOBAL PRESENCE

 **50,000**
Staff

 **750**
Offices

 **147**
Territories



Baker Tilly ASA India LLP

New Delhi (Corporate Office)

Aurobindo Tower
81/1 Third Floor Adchini
Aurobindo Marg
New Delhi 110 017, INDIA
T +91 11 4100 9999

Ahmedabad

306 - B, Pinnacle Business Park
Corporate Road, Prahlad Nagar
Ahmedabad, 380 015, INDIA
T + 91 79 4891 5409

Bengaluru

53/B, LOLS Citadel Level 2 & 3
1st Main Road, 3rd Phase
Sarakki Industrial Layout
J P Nagar, Bengaluru 560078, INDIA
T +91 80 4907 9600

Chennai

Unit No. 709 & 710,
7th Floor 'Beta Wing'
Raheja Towers, New Number 177
Anna Salai, Chennai 600 002, INDIA
T +91 44 4904 8200

Gurgaon

Smartworks Golf View Towers
9th Floor, Tower-B, Sector 42
Gurgaon 122 009, INDIA
T +91 124 6926 200

Hyderabad

Vasavi's MPM Grand
11th Floor, Unit No 1204
Yella Reddy Guda Road, Ameerpet
Hyderabad Telangana 500 073, INDIA
T +91 40 2776 0423

Kochi

Pioneer Tower
207-208 Second Floor, Marine Drive
Kochi 682 031, INDIA
T +91 484 410 9999

Mumbai

Lotus Corporate Park
G-1801 CTS No.185/A
Graham Firth Compound
Western Express Highway,
Goregaon East
Mumbai 400 063, INDIA
T +91 22 4921 4000

Pune

CTS 970, Pride Kumar Senate,
501-502, Building B3, II,
Senapati Bapat Rd, Shivajinagar, Pune,
Maharashtra 411 016 INDIA
T +91 20 2553 0144

National Affiliates

Bhopal, Bhubaneswar, Chandigarh
Coimbatore, Cuttack, Guwahati
Indore, Jaipur, Kolkata, Lucknow
and Visakhapatnam